

改 定 (案)

現 行

土地改良施設管理基準

土地改良施設管理基準

「頭首工」

「頭首工」

令和 6 年〇月

平成 24 年 8 月

改 定 (案)	現 行
基 準 書 目 次	基 準 書 目 次
<p>1 基準の位置付け</p> <p>1.1 基準の運用の位置付け</p> <p>1.2 基準の適用範囲</p> <p>2 管理の基本</p> <p>2.1 管理の基本</p> <p>2.2 管理の効率化・高度化の推進</p> <p>2.3 省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用の推進</p> <p>3 管理の基本方針及び体制</p> <p>3.1 管理の基本方針の確立</p> <p>3.2 管理体制の整備</p> <p>3.3 管理水準の向上</p> <p>3.4 業務継続計画（Business Continuity Plan : BCP）の整備</p> <p>4 気象・水象の観測及び情報収集並びに情報の活用</p> <p>4.1 観測及び情報収集並びに情報の活用</p> <p>4.2 観測施設の設置</p> <p>5 利水管理</p> <p>5.1 利水管理の一般事項</p> <p>5.2 取水管理</p> <p>5.3 渇水時の管理</p> <p>6 洪水時等の管理</p> <p>6.1 洪水時等の管理体制</p> <p>6.2 洪水警戒体制における措置</p> <p>6.3 洪水時における措置</p> <p>6.4 放流における措置</p> <p>[削除]</p> <p>6.5 洪水警戒体制の解除</p> <p>6.6 洪水後における措置</p> <p>7 土木構造物の保安全管理</p> <p>7.1 土木構造物の点検及び機能診断</p> <p>7.2 臨時の点検</p> <p>7.3 応急措置</p> <p>7.4 頭首工周辺の整備及び環境保全</p> <p>7.5 人身に対する安全管理</p>	<p>1 基準の位置付け</p> <p>1.1 基準の運用の位置付け</p> <p>1.2 基準の適用の範囲</p> <p>2 管理の基本</p> <p>2.1 管理の基本</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>3 管理の組織及び体制</p> <p>3.1 管理組織</p> <p>3.2 管理体制の整備・確立</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>4 気象・水象の観測及び観測データの活用</p> <p>4.1 観測及び観測データの活用</p> <p>4.2 観測施設の設置及び観測</p> <p>5 利水管理</p> <p>5.1 一般事項</p> <p>5.2 取水管理</p> <p>5.3 渇水時の管理</p> <p>6 洪水時等の管理</p> <p>6.1 洪水時等の管理体制</p> <p>6.2 洪水時等における放流</p> <p>6.3 放流の際にとるべき措置</p> <p>6.4 洪水警戒体制における措置</p> <p>6.5 洪水時の措置</p> <p>6.6 洪水警戒体制の解除</p> <p>6.7 洪水後の措置</p> <p>7 構造物の保安全管理</p> <p>7.1 構造物の点検及び整備</p> <p>7.2 臨時の点検</p> <p>7.3 応急処置</p> <p>7.4 頭首工周辺の整備及び環境保全</p> <p>7.5 人身に対する安全管理</p>

改定(案)	現行
<p>[削除]</p> <p>7.6 土木構造物の長寿命化を図る保全管理</p> <p>8 設備機器の保全管理</p> <p>8.1 設備機器の点検、整備及び機能診断</p> <p>8.2 完成図書、付属品等の整理、保管</p> <p>[削除]</p> <p>8.3 観測設備機器の管理</p> <p>8.4 機械設備機器の管理</p> <p>8.5 電気・通信設備機器の管理</p> <p>8.6 設備機器の長寿命化を図る保全管理</p> <p>9 管理の記録</p> <p>9.1 管理記録の整理、共有、活用及び報告</p> <p>10 土地改良財産の管理</p> <p>10.1 管理受託のための準備</p> <p>10.2 管理委託協定の締結</p> <p>10.3 管理費予算の作成</p> <p>10.4 財産の他目的使用等</p> <p>10.5 財産の共有持分付与</p> <p>10.6 財産の改築、追加工事等</p> <p>10.7 他の法令による管理との関係</p> <p>10.8 管理台帳の備付け</p> <p>10.9 貸借対照表の作成、公表</p>	<p>7.6 管理記録の整理、活用</p> <p>[新設]</p> <p>8 設備の保全管理</p> <p>8.1 設備の点検及び整備</p> <p>8.2 完成図書等の整理、保管</p> <p>8.3 データの整理、保管</p> <p>8.4 観測設備</p> <p>8.5 機械設備</p> <p>8.6 電気・通信設備</p> <p>8.7 設備の保全対策と長寿命化を図る保全管理</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>9 土地改良財産の管理</p> <p>9.1 管理受託のための準備</p> <p>9.2 管理委託協定の締結</p> <p>9.3 管理費予算の作成</p> <p>9.4 財産の他目的使用等</p> <p>9.5 財産の共有持分付与</p> <p>9.6 財産の改築・追加工事等</p> <p>9.7 他の法令による管理との関係</p> <p>9.8 管理台帳の備え置き</p> <p>[新設]</p>

改定（案）		現行	
基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）	基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>1 基準の位置付け この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された頭首工の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p>	<p>1.1 基準の運用の位置付け 本通知は、国営造成施設の頭首工の管理に当たり、土地改良施設管理基準－頭首工－（以下「基準」という。）を適用する際の運用について定めるものである。</p> <p>1.2 基準の適用範囲 基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき国営土地改良事業によって、一級河川及び二級河川に新築又は改築（ここで改築とは、施設全体にわたる改造工事をいう。）された農業用水の取水を目的とする頭首工のうち、かんがいのための最大取水量が1.0m³/s以上又はかんがい面積が300ha以上のものについて適用する。 これに該当しない頭首工については、必要に応じて基準を準用するものとする。</p>	<p>1 基準の位置付け この基準は、国営土地改良事業で新築又は改築された国営造成施設の頭首工の管理に当たって遵守すべき一般的な事項を定めるものである。</p>	<p>1.1 基準の運用の位置付け この基準の運用（以下「運用」という。）は、国営造成施設の頭首工の管理に当たり、土地改良施設管理基準－頭首工編－（以下「基準」という。）を適用する際の運用について定めるものである。</p> <p>1.2 基準の適用範囲 基準は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき行われた国営土地改良事業によって、一級河川及び二級河川に新築又は改築（施設全体にわたる改造工事をいう。以下同じ。）された農業用水の取水を目的とする国営造成施設の頭首工のうち、かんがいのための最大取水量が1.0m³/s以上又はかんがい面積が300ha以上のものについて適用する。 これに該当しない頭首工については、必要に応じて基準を準用するものとする。</p>

基準及び運用の解説（通知外）

基準 1 は、この土地改良施設管理基準-頭首工-（以下「基準」という。）の位置付けに関する規定である。

運用 1.1 は、基準の運用（以下「運用」という。）の位置付けに関する事項である。

基準及び運用では、管理する際の一般的な基本事項とその実施方法を定めている。したがって、管理する上で必要となる事項のうち、基準及び運用に定めのない事項については、当該頭首工の個別の諸条件を勘案して、関連する技術書等を参考にしながら、的確な判断により決定することがそれぞれの施設管理者に求められる。

運用 1.2 は、基準の適用範囲に関する事項である。

基準を適用する範囲は、農業用水（かんがいを目的とするもの）の取水のための頭首工を構成する取入口、取水堰、附帯施設、管理施設とする。なお、適用範囲に該当しない国営造成施設及び国営土地改良事業以外の事業（補助事業等）により設置された頭首工、管理事業以外の行為（建設期間中の管理等）については、基準及び運用の適用を受けるものではないが、これらの場合においても、それぞれの施設管理者及びその行為を行う者が、独自の判断の下に基準及び運用を準用することはこれを妨げない。

一般的な頭首工の構成を図-1.1に示す。

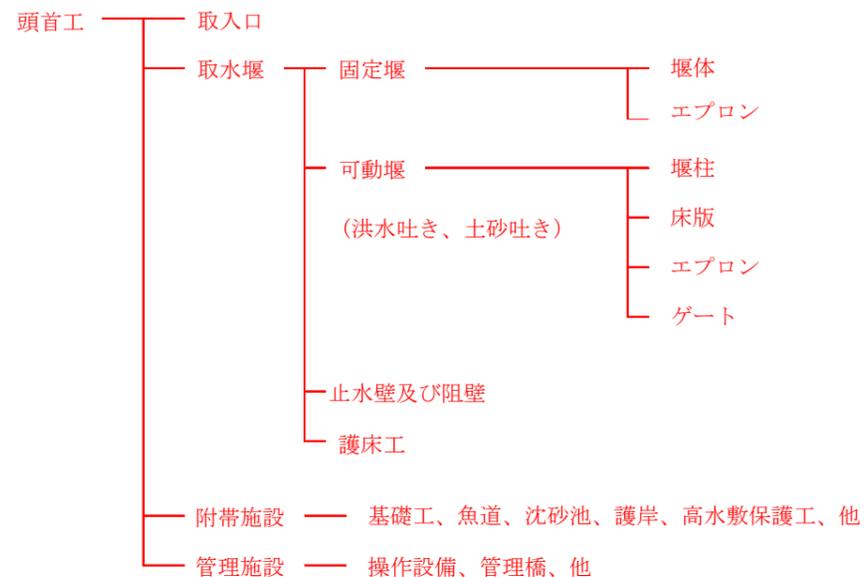


図-1.1 一般的な頭首工の構成

基準及び運用の解説（通知外）

基準 1 は、この基準の位置付けを示すものである。

運用 1.1 は、この基準の運用の位置付けを規定するものである。

この基準及び運用では、頭首工の管理を行う際の一般的な基本事項とその実施方法を定めている。したがって、頭首工の管理を行う上で必要となる事項のうち、この基準及び運用に定めのない事項については、当該頭首工の個別の諸条件を勘案して、関連する技術書等を参考にしながら、的確な判断により決定することがそれぞれの管理主体に求められる。

運用 1.2 は、この基準の適用範囲を規定するものである。

この管理基準を適用する頭首工の範囲は、農業用水（かんがいを目的とするもの）の取水のための頭首工を構成する取入口、取水堰、附帯施設、管理施設を含むものとする。なお、適用範囲に該当しない国営造成施設及び国営土地改良事業以外の事業（補助事業等）により設置された頭首工や管理事業以外の行為（建設期間中の管理等）については、この基準及び運用の適用を受けるものではないが、これらの場合においても、それぞれの管理主体やその行為を行う者が、独自の判断のもとに基準及び運用を準用することについてはこれを妨げない。

改 定（案）		現 行	
基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）	基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>2 管理の基本</p> <p>頭首工の管理は、頭首工の機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和及び施設の長寿命化を図る保全管理に配慮しつつ、安全性を確保することを基本とする。</p> <p>この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p> <p>また、管理の効率化・高度化、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用を推進するものとする。</p>	<p>2.1 管理の基本</p> <p>頭首工の管理の基本は、頭首工が有する取水機能、流水に対する調節機能、堆積土砂を掃砂させる機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和及び施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減する保全管理に配慮しつつ、安全性を確保することである。</p> <p>頭首工の管理に当たっては、土地改良法、河川法（昭和39年法律第167号）等の関係法令を遵守しなければならない。</p> <p>2.2 管理の効率化・高度化の推進</p> <p>頭首工の管理に当たっては、新技術等の活用を推進し、効率化及び高度化を図るものとする。</p> <p>2.3 省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用の推進</p> <p>環境負荷を低減しつつ、管理費負担の軽減を図るため、休止可能機器への通電停止等による省エネルギー化及び小水力発電等の導入による再生可能エネルギーの利用に努める。</p>	<p>2 管理の基本</p> <p>頭首工の管理は、頭首工の機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和に配慮しつつ、施設の長寿命化を図る保全管理を行い、安全性・経済性を確保することを基本とする。</p> <p>この場合、関係法令等を遵守しなければならない。</p>	<p>2.1 管理の基本</p> <p>頭首工の管理の基本は、頭首工が有する取水機能、流水に対する調節機能、堆砂を掃砂させる機能を適正に発揮させるとともに、環境との調和に配慮しつつ、構造物及び設備の機能を維持し、長寿命化を図る保全管理を行い、安全性・経済性を確保することである。</p> <p>頭首工の管理に当たっては、頭首工の管理者（以下「管理者」という。）は、土地改良法、河川法（昭和39年法律第167号）等の関係法令を遵守しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 2 は、管理の基本に関する規定である。</p> <p>運用 2.1 は、管理の基本に関する事項である。 頭首工は、河川から必要な農業用水を取水する目的で設けられた施設である。 一方、農業構造及び社会情勢の変化に伴う土地利用、営農形態の変化、混住化等の進行により、水資源の有効利用、水管理の合理化、地域の水環境の保全等も求められている。 また、環境に対する国民的関心の高まりや土地改良法の環境との調和への配慮にかかる規定を踏まえ、施設造成時のみならず整備等を行う際にも、地域の田園環境整備マスタープランに基づいた対応を図り、頭首工に集積する塵芥対策、魚類等の水生動植物の生息環境、頭首工周辺の景観等、環境との調和にも配慮する必要がある。これらの取組に当たっては、地域住民等の参加や協力を得ながら新たな管理体制を確立することも有効である。 このため、管理（取入口及び取水堰の運転操作、点検整備の実施、記録の保存等）に当たっては、施設機能を適正に発揮させるだけでなく、災害防止、環境保全及び経済性に配慮しつつ、点検、整備等の保全管理を効率的に行うことにより、施設の長寿命化を図るとともに、ライフサイクルコストの低減に努めるものとする。 なお、管理に当たって遵守しなければならない主な関係法令は表-2.1のとおりである。管理に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 57 条の 2 第 1 項等に基づく管理規程、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 90 条に基づく許可等の条件として付された水利使用規則、同規則に基づく管理規程又は取水規程（以下「管理規程等」という。）並びに管理委託協定書（管理方法書含む）等を遵守しなければならない。</p> <p>運用 2.2 は、管理の効率化・高度化の推進に関する事項である。 管理要員の負担の軽減、安全の確保等を図る観点から、情報通信技術（ICT）等の新技術の活用を推進するとともに、無人航空機（UAV）、ロボット等を活用した施設の点検などにより、管理の効率化及び高度化を図るものとする。</p> <p>運用 2.3 は、省エネルギー化及び再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項である。 環境負荷を低減しつつ、管理費負担の軽減を図るため、休止可能機器への通電停止、遠隔制御機器等の導入などによる省エネルギー化に努める。 また、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用を積極的に進めることが望ましい。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 2 は、頭首工の管理の基本に関する規定である。</p> <p>運用 2.1 は、管理の基本に関する規定事項である。 頭首工は、河川から必要な農業用水を取水する目的で設けられた施設である。 一方、農業情勢及び社会情勢の変化から土地利用、営農形態の変化、混住化等が進展しており、水資源の有効利用、水管理の合理化、地域の水環境の保全等が求められている。 環境に対する国民的関心の高まりや平成 13 年の土地改良法改正を踏まえ、施設造成時のみならず補修等の整備を行う際にも、地域の田園環境整備マスタープランに基づいた対応を図り、頭首工に集積するゴミ対策、魚介類等の水生動植物の生息環境及び頭首工周辺の景観等、環境との調和にも配慮する必要がある。これらの取組に当たっては、地域住民等の参加や協力を得て行う新たな管理体制を確立することも有効である。 また、頭首工の管理は、施設を適正に管理するだけでなく、災害防止、環境保全、経済性に配慮しつつ、施設の長寿命化を図り、施設の建設に要する経費から廃棄に要する経費までを合計したライフサイクルコストを低減するための効率的な保全管理（点検、整備等含む）を行う必要がある。 なお、頭首工の管理に当たって遵守しなければならない主な関係法令は表-2.1のとおりであり、管理者は、頭首工の管理に当たり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号。以下「法」という。）第 57 条の 2 第 1 項等に基づく管理規程、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 90 条に基づく水利使用規則、同規則に基づく管理規程又は取水規程並びに管理委託協定書（管理方法書含む）等を遵守しなければならない。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改定（案）

基準及び運用の解説（通知外）

表-2.1 関係法令

分類	根拠法	主な規則事項等	制定年度
土地改良関係	・土地改良法	・土地改良事業全般	昭和24年
環境保全関係	・環境基本法 ・自然環境保全法 ・景観法 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	・環境保全施策のための規則 ・自然環境保全地域内の行為の制限 ・景観計画区域内における行為の規制 ・特定外来生物の取扱いに関する規制	平成5年 昭和47年 平成16年 平成16年
公害防止関係	・水質汚濁防止法 ・大気汚染防止法 ・振動規制法 ・騒音規制法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 ・土壌汚染対策法	・河川、湖沼、海等の公共用水域に排出される水に関する規制 ・燃料の燃焼に伴い発生する有害物質の規制 ・特定建設作業及び道路交通振動に関する規制 ・特定建設作業及び自動車騒音に関する規制 ・廃棄物の処理に関する規制 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について ・土地の形状を変更する行為に関する規制	昭和45年 昭和43年 昭和51年 昭和43年 昭和45年 平成13年 平成14年
災害関係	・砂防法 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・地すべり等防止法 ・災害対策基本法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・砂防指定地内の行為の制限 ・農業用施設の災害復旧事業について ・公共土木施設の災害復旧事業について ・地すべり防止区域内の行為の制限 ・地域防災計画に定めるところによる住民等の責務 ・急傾斜崩壊による災害防止指定区域内の行為の制限	明治30年 昭和25年 昭和26年 昭和33年 昭和36年 昭和44年
危険防止関係	・消防法 ・水防法	・防火地域内の行為の制限 ・水害を警戒し、被害助長の行為の制限	昭和23年 昭和24年
河川関係	・公有水面埋立法 ・河川法 ・河川管理施設等構造令 ・水循環基本法	・河川、湖沼、海等公共用水流又は水面の占有及び行為の制限 ・河川区域内の行為の制限 ・河川管理上必要とされる一般的技術的基準 ・健全な水循環の維持又は回復のための基本理念の明記	大正10年 昭和39年 昭和51年 平成26年
工事関係	・建設業法 ・建築基準法 ・電気事業法	・建設工事の請負契約に関する制限 ・建築物に関する制限 ・電気供給区域内の行為の制限	昭和24年 昭和25年 昭和39年
労働関係	・労働基準法 ・労働安全衛生法	・労働条件に関する制限 ・労働災害の防止に関する制限及び石綿障害予防に関する規制	昭和22年 昭和47年
その他	・国有財産法 ・電波法 ・船舶職員及び小型船舶操縦者法 ・有線電気通信法 ・水道法 ・砂利採取法 ・電気通信事業法 ・気象業務法 ・道路法 ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ・航空法	・国有財産の管理及び処分事務について ・無線局及び無線設備に関する制限 ・小型船舶の操縦の制限 ・有線電気通信設備の設置及び使用の行為の制限 ・給水装置の構造、材質及び工事の制限 ・砂利採取業の行為の制限 ・電気通信事業の行為の制限 ・気象観測の行為の制限 ・道路の占有行為の制限 ・エネルギーの使用の合理化及び電気の需要の平準化に関する所要の措置 ・無人航空機（UAV）の飛行制限	昭和23年 昭和25年 昭和26年 昭和28年 昭和32年 昭和43年 昭和59年 昭和27年 昭和27年 昭和54年 昭和27年

現行

基準及び運用の解説（通知外）

表-2.1 関係法令

分類	根拠法	主な規則事項等	制定年度
土地改良関係	・土地改良法	・土地改良事業全般	昭和24年
環境保全関係	・環境基本法 ・自然環境保全法 ・景観法	・環境保全施策のための規則 ・自然環境保全地域内の行為の制限 ・景観計画区域内における行為の規制	平成5年 昭和47年 平成16年
公害防止関係	・水質汚濁防止法 ・大気汚染防止法 ・振動規制法 ・騒音規制法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	・河川、湖沼、海等の公共用水域に排出される水に関する規制 ・燃料の燃焼に伴い発生する有害物質の規制 ・特定建設作業及び道路交通振動に関する規制 ・特定建設作業及び自動車騒音に関する規制 ・廃棄物の処理に関する規制 ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理について	昭和45年 昭和43年 昭和51年 昭和43年 昭和45年 平成13年
災害関係	・砂防法 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 ・地すべり等防止法 ・災害対策基本法 ・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	・砂防指定地内の行為の制限 ・農業用施設の災害復旧事業について ・公共土木施設の災害復旧事業について ・地すべり防止区域内の行為の制限 ・地域防災計画に定めるところによる住民等の責務 ・急傾斜崩壊による災害防止指定区域内の行為の制限	明治30年 昭和25年 昭和26年 昭和33年 昭和36年 昭和44年
危険防止関係	・消防法 ・水防法	・防火地域内の行為の制限 ・水害を警戒し、被害助長の行為の制限	昭和23年 昭和24年
河川関係	・公有水面埋立法 ・河川法 ・河川管理施設等構造令	・河川、湖沼、海等公共用水流又は水面の占有及び行為の制限 ・河川区域内の行為の制限 ・河川管理上必要とされる一般的技術的基準	大正10年 昭和39年 昭和51年
工事関係	・建設業法 ・建築基準法 ・電気事業法	・建設工事の請負契約に関する制限 ・建築物に関する制限 ・電気供給区域内の行為の制限	昭和24年 昭和25年 昭和39年
労働関係	・労働基準法 ・労働安全衛生法	・労働条件に関する制限 ・労働災害の防止に関する制限及び石綿障害予防に関する規制	昭和22年 昭和47年
その他	・国有財産法 ・電波法 ・船舶職員及び小型船舶操縦者法 ・有線電気通信法 ・水道法 ・砂利採取法 ・電気通信事業法	・国有財産の管理及び処分事務について ・無線局及び無線設備に関する制限 ・小型船舶の操縦の制限 ・有線電気通信設備の設置及び使用の行為の制限 ・給水装置の構造、材質及び工事の制限 ・砂利採取業の行為の制限 ・電気通信事業の行為の制限	昭和23年 昭和25年 昭和26年 昭和28年 昭和32年 昭和43年 昭和59年

改 定（案）		現 行	
基準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)	基準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)
<p>3 管理の基本方針及び体制</p> <p>管理に当たっては、当該頭首工に係る管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。</p> <p>施設管理者は、この決定事項に従って管理を行うものとする。</p> <p>また、施設管理者は、管理水準の向上に努めるとともに、施設の機能、規模に見合った管理要員を確保し、管理体制の整備を図り、業務継続計画(Business Continuity Plan:BCP)の整備により自然災害、取水停止につながる大規模事故等に対してあらかじめ備えるなど、安全かつ適正な管理を行うものとする。</p>	<p>3.1 管理の基本方針の確立</p> <p>管理に当たっては、管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等の事項について、受益者等の意見を踏まえ定めなければならない。</p> <p>3.2 管理体制の整備</p> <p>適正に管理するため、土地改良法第7条及び第48条の規定に基づき定められ又は変更された土地改良事業計画（以下「維持管理計画」という。）、管理規程（土地改良法第57条の2（同法第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）及び第93条の2の規定により定められた管理規程並びに河川法第90条の規定に基づき定められた水利使用規則に係る管理規程をいう。以下9章まで同じ。）、土地改良法第94条の6の規定に基づく管理委託協定等に従い、施設の機能及び規模に見合った管理体制の整備・確立を図るものとする。また、電気事業法（昭和39年法律第170号）に定められている主任技術者等を設備機器の規模等に応じて配置するものとする。</p> <p>3.3 管理水準の向上</p> <p>管理に当たっては、水管理範囲の広域化、取水調整の複雑化等へ対応するため、管理要員の育成を図るとともに、設備機器類の高度化、新たな点検機器類の活用等により、管理水準の向上に努めるものとする。</p> <p>3.4 業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の整備</p> <p>施設管理者は、大雨、大規模地震等により土地改良施設が被災あるいは事故等により取水が停止するなどの不測の事態を想定した業務継続計画を整備するものとする。業務継続計画には、人員、情報等に制約のある状況下において、人的被害の防止及び施設の機能回復のために優先すべき業務を特定し、業務を継続させるために必要な措置を定めるものとする。</p>	<p>3 管理の組織及び体制</p> <p>頭首工の管理者（以下「管理者」という。）は、頭首工の管理に当たっては、当該頭首工に係る管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等を定めなければならない。また、管理者は、管理技術の向上に努めるとともに、頭首工の機能や規模に見合った管理要員を確保し、管理体制の整備を図り、安全で適切な管理を行うものとする。</p>	<p>3.1 管理の組織</p> <p>管理者は、頭首工の管理及び水利用等に係る管理の基本方針、費用負担、渇水時の措置等の事項について、受益者等からなる組織において調整及び合意形成を行う必要がある。</p> <p>3.2 管理体制の整備・確立</p> <p>管理者は、頭首工の管理を適正に行うため、土地改良法第7条及び第48条の規定に基づき定められる維持管理事業計画、管理規程（土地改良法第57条の2（同法第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）及び第93条の2の規定により定められた管理規程並びに河川法第90条の規定に基づき定められた水利使用規則に係る管理規程をいう。以下同じ。）等を基に、施設の規模に見合った管理体制の整備・確立を図ることとする。また、電気事業法（昭和39年法律第170号）に定められている主任技術者等を設備の規模等に応じて配置するものとする。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 3 は、管理の基本方針及び体制に関する規定である。</p> <p>運用 3.1 は、管理の基本方針の確立に関する事項である。 管理は、国が直接行う場合を除き、土地改良法第 94 条の 6 に基づく管理委託により都道府県、市町村、土地改良区等が管理主体となつて行う。 頭首工は受益地内への農業用水の安定供給を目的とした施設であり、管理に要する経費は受益者、関係行政機関等（以下「受益者等」という。）が負担することから、管理に当たつて受益者等の意見を十分に反映させる必要がある。このため、必要に応じて受益者等から構成する管理運営委員会等を設置し、その決定に基づき頭首工を管理するものとする。</p> <p>運用 3.2 は、管理体制の整備に関する事項である。 洪水のほか地震等予期し難い自然現象による被災、事故による取水停止など、管理に支障が生じることとなれば、社会に及ぼす影響が甚大である。このため、管理体制は、平水時の用水管理はもとより、洪水時・緊急時等の管理体制、指揮命令系統、通報連絡先、所掌する作業内容等を組織機構図等に明記するとともに、関係者に周知徹底させておく必要がある。その上で、かんがい期及び非かんがい期の期別ごとに、それぞれ平水時、洪水時等の体制に必要な管理要員を確保しなければならない。 管理要員の確保に当たっては、将来、経験豊富な管理要員の交替後に支障が生じないよう、計画的な人員管理及び管理要員の研修の機会を確保するとともに、少人数で管理する場合は、監視操作制御設備等の情報機器の利用により管理内容の充実を図る必要がある。 また、用水管理、施設の維持管理、漏水調整等を円滑に行うため、施設管理者、水源及び頭首工の上・下流域利水関係者、河川管理者等を含めた水利調整協議会等が設置される場合がある。 さらに、頭首工の規模、管理施設及び附帯設備の規模、内容等によって適正な各有資格技術者を定め、安全かつ確実に管理を行うものとする。各有資格技術者の要件は、施設の規模、内容等により電気事業法による電気主任技術者、電波法による無線従事者、消防法による危険物取扱者、船舶職員法による小型船舶操縦士等が法規制で定められている。なお、電気主任技術者については、一定の要件を満たせば、保安管理業務外部委託承認制度を活用することも可能である。</p> <p>運用3.3は、管理水準の向上に関する事項である。 施設の管理に当たっては、必要に応じて国や都道府県等から助言を受けながら、安全かつ適正に対応できる体制を整備する必要がある。 さらに、水管理範囲の広域化、農業用水と他種利水との複雑な調整等に対応するため管理要員の育成を図るとともに、遠方監視・集中管理制御化による設備機器類の高度化等により、管理水準の向上に努めるものとする。 なお、施設の状態監視においては、既存の計測機器を最大限利用することを検討した上で、新技術の活用を図りながら継続的に監視することが重要である。</p> <p>運用3.4は、業務継続計画（Business Continuity Plan：BCP）の整備に関する事項である。 業務継続計画は、大規模災害、事故等によって施設が被災し、活用できる資源（人員、資材、予算、情報、ライフライン等）が制限された状況において、二次災害の防止及び軽減、施設の機能回復のために優先すべき業務を特定するとともに、業務継続及びその復旧を図るために必要な方針、体制、手順等を示す計画である。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 3 は、管理を行うに当たつての管理組織及び体制に関する規定である。</p> <p>運用 3.1 は、管理組織に関する事項である。 頭首工の管理は、国が直接行う場合を除き、法第 94 条の 6 に基づく管理委託により都道府県、市町村、土地改良区等が管理主体となつて行う。 頭首工は、受益地への用水供給を目的として管理するものであり、管理に要する経費については、受益者の負担を伴うことから、管理に当たつては、受益者等からなる管理運営委員会等を設置し、受益者の意思を十分に反映させる必要がある。</p> <p>運用 3.2 は、管理体制の整備・確立に関する事項である。 頭首工の管理体制は、平水時の用水管理はもとより、洪水時・緊急時等の管理体制、指揮命令系統、通報連絡先を組織機構図等に明記するとともに、関係者に周知徹底させておく必要がある。管理者は、かんがい期及び非かんがい期の期別ごとに、それぞれ平水時の体制、洪水時等の体制に必要な管理要員を確保しなければならない。 最近の管理体制については、水管理の範囲の広域化、農業用水と水道用水等との複雑な調整の必要性の増大、管理設備機器類の高度化・複雑化、集中管理制御化等に伴い、管理要員の管理技術の向上を図ることが必要である。 また、用水管理及び施設の維持管理並びに漏水調整等を円滑に行うため、農業用水以外の利水者との調整が必要な頭首工においては、利水者及び管理者で構成する利水協議会を設置したり、頭首工の規模、水源及び上・下流の利水状況等から必要に応じて、水源及び頭首工の上・下流域利水関係者を含めた水利調整協議会等が設置される場合がある。 頭首工の管理に当たっては、頭首工の規模、管理施設及び附帯設備の規模、内容等によって適正な管理技術者を配置し、安全、確実に行うものとする。管理技術者としての要件は、施設の規模、内容等により電気事業法、電波法、消防法、船舶職員法の法規制を受ける場合があるので注意を要する。 また、将来、経験豊富な管理要員の交替による支障が生じないよう計画的な人員管理や管理要員の研修の機会を確保するとともに、少人数での管理の場合は情報機器等の利用により管理内容の充実を図る必要がある。</p> <p>[新設]</p> <p>運用 3.2 は、管理体制の整備・確立に関する事項である。 ～略～最近の管理体制については、水管理の範囲の広域化、農業用水と水道用水等との複雑な調整の必要性の増大、管理設備機器類の高度化・複雑化、集中管理制御化等に伴い、管理要員の管理技術の向上を図ることが必要である。</p> <p>[新設]</p>

改定（案）	現行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>業務継続計画を整備し、機能停止、機能不全を引き起こすような災害、事故等へ備えることは、土地改良区、地域住民、地方公共団体等にとって重要であり、施設管理者への信頼性を高めることができる。また、業務継続計画の整備は、訓練等を通じて、施設管理者としての社会的使命、責任者意識の共有が図られるほか、現場対応力の向上、管理要員のスキルアップ、日常業務の効率化がもたらされる等のメリットも期待される。</p> <p>策定済みの業務継続計画に、取水停止時の対応として、必要な最小取水量、代替が可能な水源の位置、仮設ポンプの設置場所及び台数、各関係機関への連絡体制等の内容が記載されていない場合、又は新たに業務継続計画を策定する場合は、取水停止時の対応内容を盛り込んだ上で、訓練及び点検により継続的に問題点を把握、改善し、業務継続計画の最新性を保つとともにその内容を向上させ、常に災害、事故等に対応し得る体制を整えておく必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p>

改定（案）		現行	
基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）	基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>4 気象・水象の観測及び情報収集並びに情報の活用 頭首工を適正に管理するため、当該頭首工地点、その近傍等の気象・水象について観測及び他機関からの情報収集を行い、利水管理、洪水時等の管理に活用するものとする。</p>	<p>4.1 観測及び情報収集並びに情報の活用 管理に当たっては、当該頭首工地点、その近傍及び関係するダム、頭首工等に関する気象・水象について、当該頭首工流域の気象特性及び流況特性を把握するための所要項目の観測に加え、他機関から情報収集を行い、利水管理、洪水時等（洪水時及び洪水警戒時をいう。以下同じ。）の管理に活用するものとする。</p> <p>4.2 観測施設の設置 気象・水象の観測に際しては、必要な精度を有する機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。</p>	<p>4 気象・水象の観測及び観測データの活用 管理者は、頭首工の管理を適正に行うため、頭首工地点及び近傍の気象・水象の所要項目の観測及び他機関からの効率的な情報収集を行い、利水管理及び洪水時等の管理に活用するものとする。</p>	<p>4.1 観測及び観測データの活用 管理者は、頭首工の管理に当たっては、頭首工地点及び近傍の気象・水象に係る所要項目について観測を行うとともに、効率的に他機関から情報を収集し、当該流域の気象特性・流況特性を十分把握するものとし、利水管理及び洪水時等（洪水時及び洪水警戒時をいう。以下同じ。）の管理に活用するものとする。</p> <p>4.2 観測施設の設置及び観測 管理者は、気象・水象の観測に際しては、必要な精度の機器を選定の上、適切な場所に設置して観測データを得るものとする。</p>

改定（案）	現行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 4 は、気象・水象の観測及び情報収集並びに情報の活用に関する規定である。</p> <p>運用 4.1 は、観測及び情報収集並びに情報の活用に関する事項である。 管理上必要な流量、取水量等の把握・予測のため、当該頭首工地点、その近傍及び関係するダム、頭首工等に関する気象・水象の観測データ、気象庁その他機関の観測データ、予測情報等の情報収集が必要である。 観測・情報収集項目については、当該頭首工の気象及び流域特性、受益地の水利用特性を考慮し、下記より適切に選択するものとする。なお、観測データ等については、管理の基礎資料として整理集約するとともに、計画的な利水管理、洪水時等における安全な操作等のために有効に活用を図るものとする。</p> <p>【必要な観測・情報収集項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天気概況 ・気温 ・降水量（降雪量） ・頭首工の水位・流入量・放流量 ・取水量 ・関係するダム、頭首工等の降水量、流入量、貯水位、放流量等 ・地震データ（震度、加速度） ・その他管理規程等により定められた項目 <p>【地域の実情に応じて観測又は情報を収集する項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位・流量 ・水温 ・湿度 ・風向 ・風速等 <p>適正な管理には、国土交通省、気象庁、河川情報センター等のインターネット情報を活用するとともに、河川管理者と連携し、河川情報収集に努め、利水、洪水時等の的確な操作に活用するものとする。なお、上流にダム等がある場合、そこで観測されている降水量、流入量、放流量等の時々刻々のデータを管理に活用することが重要である。</p> <p>利水管理のためには、降水量及び河川流況特性の把握が必要である。また、洪水時等の管理のためには、大雨の地域的・時間的分布特性の把握が必要である。その際、他機関の気象・水象データを利用できる場合は活用するものとする。</p> <p>大雨の予想があった場合、管理上把握すべきことは、洪水の規模の予測、頭首工地点の河川水位の急上昇の可能性等である。</p> <p>運用 4.2 は、観測施設の設置に関する事項である。 水位観測施設については、必要な精度を有する機器を選定し、設置箇所として、流水の影響のない場所、維持管理が容易な場所を選定し設置する。 取水量観測施設についても、必要な精度を有する機器を選定し、流量観測、維持管理が容易な場所を選定し設置する。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 4 は、気象・水象の観測及び観測データの活用に関する規定である。</p> <p>運用 4.1 は、観測及び観測データの活用に関する事項である。 頭首工の管理上必要な流量や取水量等の把握・予測のため、頭首工地点及びその近傍において、気象・水象の観測及び他機関からの効率的な情報収集が必要であり、その項目は次のとおりである。</p> <p>【必要な観測項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・天候 ・気温 ・降水量（降雪量） ・頭首工の水位・流入量・放流量 ・取水量 ・その他管理規程により定められた項目 <p>【地域の実情に応じて観測又は情報を収集する項目例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の水位・流量 ・水温 ・湿度 ・風向 ・風速等 <p>頭首工の管理には、国土交通省、気象庁、河川情報センターのインターネット情報を活用するとともに、河川管理者と連携し、河川情報収集に努め、利水及び洪水時等の的確な操作に活用するものとする。 なお、上流にダム等がある場合、そこで観測されている降水量、流入量、放流量等の時々刻々のデータは、頭首工の管理に活用することが重要である。 頭首工の利水管理のためには、降水量や河川流況特性の把握が必要である。また、洪水時等の管理のためには、豪雨の地域的・時間的分布特性の把握が必要である。その際、他機関の気象・水象データを利用できる場合は活用するものとする。 大雨の予想があった場合、頭首工の管理上把握すべきことは、①洪水の規模の予測、②頭首工地点の河川水位の急上昇の可能性等である。 観測データ等については、頭首工の管理の基礎資料として整理集約するとともに、計画的な利水管理や洪水時等における安全な操作等のために有効に活用を図るものとする。</p> <p>運用 4.2 は、観測施設の設置及び観測に関する事項である。 水位観測施設については、必要な精度が得られる機器を選定し、設置箇所として、流水の影響のない場所、維持管理が容易な場所を選定し設置する。 取水量観測施設についても、必要な精度が得られる機器を選定し、流量観測や維持管理が容易な場所を選定し設置する。 なお、上流にダム等がある場合、そこで観測されている降水量、流入量、放流量等の時々刻々のデータは、頭首工の管理に活用するようにする。</p>

改定(案)		現行	
基準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)	基準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)
<p>5 利水管理 利水管理に当たっては、河川法(昭和39年法律第167号)等を遵守するとともに、営農状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、河川流況を勘案しつつ、取水管理及び渇水時の管理を適正に行うことにより、農業用水を安定的に供給するものとする。</p>	<p>5.1 利水管理の一般事項 利水管理に当たっては、水利使用規則等を遵守するとともに、頭首工下流の利水流量及び河川維持流量の放流に当たっては、常に上・下流域の利水状況及び河川流量を把握し、河川の環境及び生態系にも配慮するものとする。</p> <p>5.2 取水管理 取水に当たっては、水利使用規則等を遵守するとともに、受益者、市町村等の関係者と常に連携を密にし、受益地内の営農状況、気象・水象等の状況を把握した上で、年間取水計画に基づき受益地で必要となる水量を安定的に供給できるよう管理するものとする。</p> <p>5.3 渇水時の管理 渇水時の管理に当たっては、気象状況、河川流量、関係するダムの貯水量等を的確に把握し、速やかに水利調整協議会及び関係機関と連絡、調整を図りつつ、適正な水利用に努めるものとする。</p>	<p>5 利水管理 管理者は、頭首工の利水管理に当たっては、河川法(昭和39年法律第167号)等を遵守するとともに、営農状況等から受益地の必要水量を的確に把握し、河川流況を勘案しつつ、取水管理及び渇水時の管理を適切に行うことにより、農業用水を安定的に供給するものとする。</p>	<p>5.1 一般事項 管理者は、河川法及び同法に基づき定められた水利使用規則等を遵守するとともに、受益地の営農計画を基本として、農業用水に内在する地域用水機能も勘案の上、年間取水計画を作成し、頭首工の利水管理を行うものとする。 管理者は、頭首工下流の利水及び流水の正常な機能の維持のため、下流の水利流量及び河川維持流量の放流に当たっては、常に上・下流域の利水状況の情報及び河川流況を把握するとともに、河川の環境や生態系にも配慮するものとする。</p> <p>5.2 取水管理 管理者は、頭首工の取水管理に当たっては、河川法及び同法に基づき定められた水利使用規則、管理規程、取水規程等を遵守するとともに、受益者や市町村等の関係機関(以下「関係機関」という。)と常に連携を密にし、受益地内の状況、気象・水象等の状況を把握した上で、受益地で必要となる水量を安定的に供給できるよう行うものとする。</p> <p>5.3 渇水時の管理 管理者は、渇水時の管理に当たっては、気象状況や河川流量及びダム貯水量等を的確に把握し、速やかに水利調整組織及び関係機関と連絡、調整を図りつつ、適正な取水、地区内の水利用に努めるものとする。</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 5 は、利水管理に関する規定である。</p> <p>運用 5.1 は、利水管理の一般事項に関する事項である。 利水管理に当たっては、水利使用規則等を遵守するものとする。また、頭首工下流の利水及び河川維持流量の放流については、常に上・下流の利水者、関係機関等との連携を密にし、上・下流域の利水状況の情報及び河川流量を把握するとともに、河川の景観、親水性、周辺に生息する水生動植物等の生態系にも配慮した管理に努めるものとする。</p> <p>運用 5.2 は、取水管理に関する事項である。 取水管理に当たっては、管理規程等に基づき、受益者、関係機関等との連携、取水の有効利用に配慮し、年間取水計画に基づき取水するのが基本である。 また、農業構造の変化等により水利権の内容と営農計画等に基づく取水量が恒常的に異なる場合は、河川管理者と協議して水利権を変更する必要があるため、常に受益地の営農計画等を熟知し、取水量を的確に把握しておくものとする。 頭首工の管理水位、取水量の測定場所・測定方法、水位、流量の精度や補正に関する資料、操作方法等は管理規程等に定める。 なお、適正な維持管理のため、河川・取水状況等のデータは適切に記録、整理及び蓄積するものとする。</p> <p>運用 5.3 は、渇水時の管理に関する事項である。 渇水により受益地に用水を安定的に供給することが困難となる、又は困難となるおそれがある場合は、渇水調整を行う必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 5 は、利水管理に関する規定である。</p> <p>運用 5.1 は、一般事項に関する事項である。 頭首工の利水管理については、河川法及び同法第 90 条に基づき定められた水利使用規則等を遵守しつつ、作物の種類、作付面積、作付時期等受益地の営農計画を基本として、農業用水に内在する防火用水、消流雪用水等地域用水機能の発揮や、地域用水の利用についても勘案の上、年間取水計画を作成し、行うものとする。 この年間取水計画については、県農業改良普及センター、農業協同組合、市町村の営農担当者等から情報収集しながら、過去の取水実績を加味して作成する。また、受益農家の代表や営農指導者等を構成員とする「利水者委員会」等を設け、積極的に受益地の営農計画に参画し、河川流況にあった営農計画等を検討することも必要である。 情勢の変化により水利権の内容と営農計画等に基づく取水量が異なる場合は、河川管理者と協議し水利権を変更する必要があるので、常に受益地の営農計画等を熟知し、取水量を的確に把握しておく必要がある。 頭首工下流の利水及び河川維持流量の放流については、常に上・下流の利水管理者や関係機関等との連携を密にし、上・下流域の利水状況の情報及び河川流況を把握するとともに、河川の景観、親水性、周辺に生息する水生動植物等の生態系にも配慮した頭首工の管理に努めるものとする。</p> <p>運用 5.2 は、取水管理に関する事項である。 取水に当たっては、水利使用規則、管理規程等に基づき、受益者、関係機関等との連携、取水の有効利用に配慮し、年間取水計画に基づき取水する。 頭首工の管理水位、取水量の測定場所・測定方法、水位、流量の精度や補正に関する資料及び操作方法等は管理規程等に定める。 なお、取水量は、原則、日平均値とする。 河川・取水状況等のデータの適切な記録、整理及びその蓄積は、適正な維持管理に不可欠である。 日々の記録として、管理業務日誌、河川・取水状況の記録、ゲートの操作、操作記録を記載した日誌・日報類を備える。なお、日誌・日報等とは別に業務連絡簿を備え、利水者や河川管理者等から取水操作に関連する業務連絡があった場合やこれに関連して外部への必要な連絡を行った場合には、その旨を記載する。 河川・取水状況の記録、ゲートの操作記録は、電子計算機で自動処理している場合は電子計算機で記録される。しかし、電子計算機に処理を一切任せているとエラーを見落とすことがあるので、実測等によりチェックすることも必要である。なお、渇水時、洪水時等の状況や魚道放流等の管理状況は、通常の管理記録に加え、写真等により記録しておくことが望ましい。 日報類を整理して月報類をまとめ、月報類を取りまとめて年報として保存する。 日誌・日報類の保存年限、または期間の目安は、日報・月報類については10 年保存、河川・取水状況の年報及び報告書類については永年保存とする。</p> <p>運用 5.3 は、渇水時の管理に関する事項である。 河川流量が減少の傾向にあり、頭首工地点で作物の生育に支障の出るような用水量しか取水できない状況が予想されるときは、渇水調整を行う必要がある。</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>(1) 渇水調整 渇水が予想される河川については、河川管理者の指導により、利水者、関係機関を構成員とする当該河川の水利調整協議会等が設けられている。 この協議会であらかじめ期別に節水の方法、節水率を定めた上で、渇水予備体制（渇水呼びかけ水量・水位）、第一次節水体制（水量・水位）、第二次節水体制（水量・水位）を定め、適切な渇水調整に取り組む必要がある。なお、渇水調整は、関係利水者が相互に水利使用を尊重して、自主的に協議を行うものである。 このとき基準とする取水量は、天候（無降雨の期間）によりその時期の必要量に差異があるため、過去の5か年の旬別（又は半旬別）の最大値（降雨の影響を考慮して）を基準量として、そのときの気象状況、作物の生育状況、河川の流況から、節水の方法、配分量（基準取水量に節水率を乗じた量）を定めるのが望ましい。 また、節水開始は、会議の招集時期及び受益者への連絡期間に留意して決める必要がある。</p> <p>(2) 渇水体制 渇水時には、水利調整協議会等において配分量と節水期間を決定した後、利水者委員会等で、被害を最小限にくだため全区域に対し公平に配水が可能な方法を定め、受益者に周知徹底を図ることが重要である。 受益者への連絡は、土地改良区、地域の水利調整担当等を通じて各自に連絡されるが、この連絡機能が十分働くよう常にこの連絡体制を維持する必要がある。平水時の支線水路等の水管理も地域の水利調整担当等の役員が行っていることが通例であるため、定期的（通水開始時等）に会議、打合せ等を行い、意思疎通を図っておくことが望ましい。 農業用水の場合は、節水率が低いときは各支線の分水量を制限し、きめ細かい巡視により節水し、配分量の範囲内での配水が可能であるが、節水率が高くなるとこの方策にも限界があるため、輪番かんがい（ローテーションブロックに分けての時間給水で「番水」ともいう。）が必要になる。 このとき留意することは、長大な開水路では決められた時間に所定の配水量で各分水地点の取水ができるように、ある程度の先行水を見込むことである。また、管水路系では管路内への空気混入を防ぐため、断水区域でも充水しておくことが望ましいため、これに必要な水量を見込むことにも留意する。 降雨等により河川流量が回復し節水を解除するときは、迅速に受益者へ連絡し、速やかに通常管理に復するよう努めるものとする。 また、渇水時の節水対策、打合せ経過を取りまとめ、以後の参考資料として保存することが重要である。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>(1) 渇水調整 渇水が予想される河川については、河川管理者の指導により、利水者、関係機関を構成員とする当該河川の「水利調整協議会」等が設けられている。 この協議会であらかじめ期別に節水の方法、節水率を定めた上で、渇水予備体制（渇水呼びかけ水量・水位）、第一次節水体制（水量・水位）、第二次節水体制（水量・水位）を定め、各利水者の円滑な渇水調整に取り組む必要がある。 なお、渇水調整は、関係利水者が相互に水利使用を尊重して、自主的に協議を行うものである。 このため、水利開発の状況等により水利秩序を維持する体制がある場合は、この秩序が尊重されるものである。水利調整協議会等がある地域では、この協議会で具体的に節水の時期、節水の方法、節水率を決める。 このとき基準とする取水量は、天候（無降雨の期間）によりその時期の必要量に差異があるので、過去の5ヶ年の旬別（又は半旬別）の最大値（降雨の影響を考慮して）を基準量として、そのときの気象状況、作物の生育状況、河川の流況から、節水の方法、配分量（基準取水量に節水率を乗じた量）を定めるのが望ましい。 また、節水開始時期は、会議の招集、受益者への連絡期間に留意して決める必要がある。</p> <p>(2) 渇水体制 渇水時に、水利調整協議会等において配分量と節水期間が決まれば、各利水団体では受益者の代表で構成する「利水者委員会」等で、被害を最小限にくだため全区域公平に配水可能な方策を定め、受益者に周知徹底を図ることが重要である。 受益者への連絡は、土地改良区や地域の水利調整担当等を通じて各自に連絡されるが、この連絡機能が十分働くよう常にこの連絡体制を維持する必要がある。平水時の支線水路等の水管理もこの役員が行っているのが通例なので、定期的（通水開始時等）に会議や打合せ等を行い、意志疎通を図っておくことが望ましい。 降雨等により河川流況が回復し節水を解除するときは、迅速に受益者へ連絡し、速やかに通常管理に復するよう努める。 また、渇水時の節水対策や打合せ経過をまとめておき、以後の参考資料として保存することが重要である。 農業用水の場合は、節水率が低いときは各支線分水量を制限し、きめ細かい巡視により節水し、配分量の範囲内での配水が可能であるが、節水率が高くなるとこの方策にも限界があるので、輪番かんがい（ローテーションブロックに分けての時間給水で「番水」ともいう。）が必要になる。 このとき留意することは、長大な開水路では決められた時間に所定の配水量で各分水地点の取水ができるように、ある程度の先行水を見込むことである。また、管水路系では管路内への空気混入を防ぐため、断水区域でも充水しておくことが望ましいので、これに必要な水量を見込むことにも留意する。</p>

改定（案）		現行	
基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）	基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>6 洪水時等の管理 洪水時及び洪水警戒時の頭首工の管理に当たっては、関係法令等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとり、施設及び上・下流域の安全確保に努めなければならない。</p>	<p>6.1 洪水時等の管理体制 洪水時及び洪水警戒時においては、管理規程に基づき洪水警戒体制をとるものとする。 「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」により治水協定を締結したダム等が上流にある場合は、事前放流等による河川への流入量増加に伴い下流放流量の調整のためのゲート操作が必要となることがあるため、河川管理者、ダム管理者等の関係機関と協力し、情報共有ができる体制を整備しておくものとする。</p> <p>6.2 洪水警戒体制における措置 洪水警戒体制をとっている間においては、頭首工及びその周辺の安全を確保するため、管理要員の配置、気象・水象情報の収集、流入量の予測、関係機関との連絡等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6.3 洪水時における措置 洪水時には、流水の安全な流下に努めるとともに、施設の異常事態の早期発見と施設の安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>6.4 放流における措置 放流によって、上・下流域の水位が急激に変動し、危害が生ずるおそれのある場合は、危害防止のための周知の措置をとるものとする。 また、このことについて、立札等により日常的に周知することが重要である。 放流に当たっては、上・下流域の安全を確認の上、管理規程等に基づき、洪水吐きゲート、土砂吐きゲート等を確実に操作するものとする。</p> <p>6.5 洪水警戒体制の解除 管理規程において洪水警戒体制を解除できる条件に達し、施設の安全性が確認された場合は、洪水警戒体制を解除するものとする。</p> <p>6.6 洪水後における措置 洪水が終息し、洪水警戒体制を解除した後は、可能な限り速やかに当該頭首工の施設の調査・点検を行い、異常の有無を確認するものとする。</p>	<p>6 洪水時等の管理 洪水時及び洪水警戒時の頭首工の管理に当たっては、関係法令、頭首工の管理規程（土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2（同法第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）及び第93条の2の規定により定められた管理規程並びに河川法第90条の規定に基づき定められた水利使用規則に係る管理規程をいう。）等を遵守するものとし、気象・水象状況に応じて必要な管理体制をとり、施設及び上・下流域の安全確保に努めるものとする。</p>	<p>6.1 洪水時等の管理体制 管理者は、洪水時及び洪水警戒時においては、管理規程に基づき洪水警戒体制をとるものとする。</p> <p>6.4 洪水警戒体制における措置 管理者は、洪水警戒体制をとっている間においては、頭首工及びその周辺の安全を確保するため、管理要員の配置、気象・水象情報の収集、流入量の予測、管理のために必要な機器類及び資器材の点検・整備、関係機関との連絡等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>6.5 洪水時の措置 管理者は、洪水時には、流水の安全な流下に努めるとともに、頭首工施設の異常事態の早期発見と施設の安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>6.3 放流の際にとるべき措置 頭首工からの放流によって、上・下流域の水位が急激に変動するおそれがあり、上・下流域において危害が生ずるおそれのある場合は、管理者は、危害防止のための周知の措置をとるものとする。 また、このことについて、立札等により日常的に周知徹底を図るものとする。</p> <p>6.2 洪水時等における放流 管理者は、頭首工からの放流を行うに当たっては、洪水による危害を防止するため、洪水吐きゲート、土砂吐きゲート等により上・下流域の安全を確認の上、行うものとする。</p> <p>6.6 洪水警戒体制の解除 管理規程において洪水警戒体制を解除するときとして規定された状況になり、施設の安全性が確認された時は、管理者は、洪水警戒体制を解除するものとする。</p> <p>6.7 洪水後の措置 洪水が終息し、洪水警戒体制を解除した後は、管理者は、可能な限り速やかに頭首工の施設の調査・点検を行い、異常の有無を確認するものとする。</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 6 は、洪水時等の管理に関する規定である。</p> <p>運用 6.1 は、洪水時等の管理体制に関する事項である。 洪水時等については、管理規程に定めるところにより、洪水警戒体制をとるものとする。その際、頭首工を適正に管理できるよう、管理要員の確保及び役割に応じた適切な配置が必要である。なお、洪水時等の管理に当たっては、安全確保を優先して行うものとする。 近年、水害が激甚化していることを踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、令和元年12月12日の「既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議」（内閣総理大臣決裁）において、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（以下「基本方針」という。）が定められた。 基本方針に基づき、治水協定を締結したダム等が上流にある場合、好天時又は無降雨時においても事前放流等が行われることがあるため、上流ダムの貯水位、放流量、気象・水象情報の把握に努めるとともに、河川管理者、ダム管理者等の関係機関と協力し、情報共有ができる体制を整備しておく必要がある。 さらに、事前放流等による河川への流入量増加に伴い下流放流量の調整のためのゲート操作が必要となる場合がある。その際は、必要に応じて下流河川沿いの地域、一般住民の生活等に危害を及ぼすことがないよう安全確保を図るものとする。 また、放流操作に備えて施設、機器及び資機材は常に点検、整備を行い、良好な状態にしておくとともに、放流操作に関する記録を作成・保存しておくものとする。</p> <p>運用 6.2 は、洪水警戒体制における措置に関する事項である。 管理規程に規定されている洪水警戒体制になった場合には、管理要員を配置し、気象・水象情報の収集、流入量の予測、関係機関との連絡等、必要な措置をとり、併せて記録の作成を行うものとする。 また、近年、集中豪雨、局地的大雨等が増加傾向にある。特に、局地的大雨は短時間に発生し、急激な河川水位の上昇を引き起こす可能性があるため、速やかな洪水警戒体制の構築が必要である。</p> <p>運用 6.3 は、洪水時における措置に関する事項である。 洪水による被害の拡大を防止するために巡視を行う場合は、点検者の安全を十分に確認した上で、2名以上で対応するものとする。また、ライブカメラ等による遠方からの確認も有効である。 巡視等の結果、異常かつ重大な変状が発見された場合は、応急対策を行う等管理上必要な措置を講じ、あわせて関係機関に報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 6 は、洪水時等の管理に関する規定である。 洪水時等における頭首工の管理に当たっては、ゲート操作による流下断面の確保、頭首工と堤防との接合部の安全等の確認及び頭首工付近の入川者への危害防止に努めるものとする。このためゲート操作に遅れが生じないよう洪水到達時刻の予測、安全操作のための機械器具の点検等が必要である。 また、緊急時においては、安全確保を最優先する必要がある。 洪水警戒体制時の措置は、管理規程等に定める。</p> <p>運用 6.1 は、洪水時等の定義及び管理体制に関する事項である。 洪水時等については、管理規程に定めるところにより、洪水警戒体制をとるものとする。その際、頭首工を適切に管理することができるよう、要員の確保及び役割に応じた適切な要員の配置が必要である。</p> <p>基準 6 は、洪水時等の管理に関する規定である。 ～略～ また、緊急時においては、安全確保を最優先する必要がある。</p> <p>運用 6.4 は、洪水警戒体制の措置に関する事項である。 管理規程において規定されている状況になった場合には、管理要員を配置し、気象・水象情報の収集、流入量の予測、管理のために必要な機器類及び資機材の点検・整備、関係機関との連絡等、必要な措置をとり、併せて記録の作成を行うものとする。</p> <p>運用 6.5 は、洪水時の措置に関する事項である。 洪水時において流水を流下させるためにゲートを操作する場合は通水断面の確保、頭首工及び堤防との接合部の安全等の確保に努めるものとする。 洪水時には施設の巡視が最も重要な作業となる。被害を最小限にするため異常箇所の早期発見に努める。 なお、洪水時の巡視は危険を伴うので、2名以上で対応するのが望ましい。 巡視の結果、異常かつ重大な状態が発見された場合は、応急対策を行う等管理上必要な措置を講じ、併せて関係機関に報告するものとする。</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>運用 6.4 は、放流における措置に関する事項である。 放流に当たっては、管理規程等に定めるところにより、放流操作を行うものとする。 洪水時等における放流によって、水位上昇が最も著しい地点の水位である基準地点水位で30cm/30分を超えるような水位上昇が予想される場合は、これによって生ずる危害を防止するため、下流河川に対する影響範囲において、遊泳、魚釣り、キャンプ、プレジャーボート等の入川者が危険を知り、余裕をもって退避できるよう措置する必要がある。 また、一般住民及び入川者に対し現地の状況に合わせて立札、サイレン、警鐘、拡声機、回転灯、警報車等による周知のほか、広報活動等の日常活動によって周知の徹底を図るものとする。 一般的に頭首工からの放流は、洪水吐きゲート、土砂吐きゲート等により行う。 ゲートの操作に当たっては、流下断面の確保、頭首工と堤防との接合部の安全等の確認及び頭首工の上・下流域の安全を確認した上で行うとともに、上流からの流木等の流下物に対して施設の保全に十分注意を払うものとする。</p> <p>運用 6.5 は、洪水警戒体制の解除に関する事項である。 管理規程において洪水警戒体制を解除できる条件に達し、施設の安全性が確認された場合は、洪水警戒体制を解除するものとし、関係機関に連絡等を行うものとする。</p> <p>運用 6.6 は、洪水後における措置に関する事項である。 洪水後は、可能な限り速やかに施設の調査・点検を行い、異常を認めたときは応急対策を講じ、重大な場合はその対策の検討を行うとともに、速やかに関係機関にその旨を報告するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>運用 6.3 は、放流の際にとるべき措置に関する事項である。 管理者は、ゲート操作に伴う放流によって、その影響が及び下流水位が急激に上昇する区間において、水位上昇が最も著しい地点の水位である基準地点水位で30cm/30分を超えるような急激な水位上昇が予想される場合は、これによって生ずる危害を防止するため、頭首工ゲートからの放流による下流河川に対する影響範囲について、一般に周知させる措置をとる必要がある。水泳、魚釣り、キャンプ、プレジャーボート等の入川者が危険を知り、余裕をもって退避できるよう措置する必要がある、現地の状況に合わせて立札・サイレン・警鐘・拡声機・回転灯・警報車等による周知のほか、広報活動等の日常活動によって周知の徹底を図るものとする。</p> <p>運用 6.2 は、洪水時等における放流に関する事項である。 頭首工からの放流方法は管理規程等に定める。 一般的に頭首工からの放流は、洪水吐きゲート及び土砂吐きゲート等により行う。 ゲートの操作に当たっては、頭首工の上・下流域における水泳、魚釣り、キャンプ等入川者の安全を確認の上行うとともに、上流からの流下物に対して施設の保全に十分注意を払うものとする。</p> <p>基準 6 は、洪水時等の管理に関する規定である。 ～略～ゲート操作による流下断面の確保、頭首工と堤防との接合部の安全等の確認及び頭首工付近の入川者への危害防止に努めるものとする。</p> <p>運用 6.6 は、洪水警戒体制の解除の措置に関する事項である。 管理規程において洪水警戒体制を解除するときとして規定された状況になり、施設の安全性が確認された時は、洪水警戒体制を解除するものとし、関係機関に連絡等を行うものとする。</p> <p>運用 6.7 は、洪水後の措置に関する事項である。 洪水後は、可能な限り速やかに頭首工施設の調査・点検を行い、異常を認めたときは応急対策を講じ、重大な場合はその対策の検討を行うとともに、速やかに関係機関にその旨、報告するものとする。 また、河床動向、堆積土砂の状況及び流水障害物の有無の点検を行い、安全を確保の上、必要な措置を講じるものとする。</p>

改定(案)		現行	
基準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)	基準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)
<p>7 土木建造物の保安全管理 頭首工の正常な機能を維持、保全するため、堰体、エプロンその他の土木建造物の点検、整備等の保安全管理を計画的に実施し、長期にわたり機能の維持に努めなければならない。</p>	<p>7.1 土木建造物の点検及び機能診断 土木建造物について、劣化等による機能低下の予防又は機能回復に資するため、日常管理における点検の項目とその実施周期を定めて計画的に実施し、変状及びその要因を把握するものとする。 なお、施設造成者が実施する機能診断において、施設監視計画が策定された場合は、その計画に基づき点検を実施するものとする。</p> <p>7.2 臨時の点検 一定規模以上の地震、大雨又は洪水が発生した場合、あるいは頭首工の保安全管理上必要と認められる場合には、頭首工の状態を把握するために必要な臨時の点検を、現地の安全を確保した上で速やかに行うものとし、操作上の障害となる異常かつ重大な状態が発見された場合には、速やかに施設造成者、河川管理者等に報告しなければならない。</p> <p>7.3 応急措置 点検の結果、頭首工の保安全管理上、早期の対応が必要と認められた場合は、河川管理者等と協議の上、速やかに応急措置を行い、頭首工の安全性の確保に努めるものとする。また、応急措置を行った場合には、施設造成者、河川管理者等に報告しなければならない。</p> <p>7.4 頭首工周辺の整備及び環境保全 頭首工の正常な機能を維持、保全するため、取入口、取水堰に溜まる塵芥の処理、堆積土砂の排除、施設付近の除草・清掃、管理橋等の補修等の整備を行うとともに、周辺の景観等の環境との調和にも配慮するものとする。</p> <p>7.5 人身に対する安全管理 頭首工及びその周辺においては、管理要員、周辺住民等の安全を確保するため、安全設備の設置等の安全対策を実施し、事故の防止に努めるものとする。また、事故発生を確認した場合は、速やかに施設造成者、河川管理者、警察等の関係機関に報告するものとする。</p> <p>[削除]</p> <p>7.6 土木建造物の長寿命化を図る保安全管理 施設造成者が策定する機能保全計画等を参考に、点検結果に応じて計画的に整備し、常に良好な状態を保つものとする。</p>	<p>7 建造物の保安全管理 管理者は、頭首工の正常な機能を維持保全するため、建造物の点検を行うとともに、頭首工の長寿命化のため、国又は道府県が策定する機能保全計画等を参考として計画的な整備を実施するものとする。</p>	<p>7.1 建造物の点検及び整備 管理者は、頭首工の建造物について、巡視・計測等の点検を計画的に実施し、変状及びその要因を把握するものとする。 また、建造物の長寿命化のため、国又は道府県が策定する機能保全計画等を参考に、点検結果に応じて計画的に整備を行い、建造物の機能を長期にわたって維持保全するとともに、施設の建設に要する経費から廃棄に要する経費までを合計したライフサイクルコストを低減するよう努めるものとする。 点検結果及び整備の記録については、これを整理し、保管するものとする。</p> <p>7.2 臨時の点検 あらかじめ管理規程に定められた一定規模以上の地震、大雨又は洪水が発生した場合、あるいは頭首工の保安全管理上必要と認められる場合には、管理者は、頭首工の状態を把握するために必要な臨時の点検を速やかに行うとともに、操作上支障となる障害物の発生等の異常かつ重大な状態が発見された場合には、速やかに、関係機関に対しその旨を報告しなければならない。</p> <p>7.3 応急措置 点検の結果、頭首工の保安全管理上整備が必要と認められた場合は、管理者は、速やかに応急措置を行い、頭首工の安全性の確保に努めるものとする。また、異常かつ重大な状態に係る応急措置を行った場合には、その旨を関係機関に対し、報告しなければならない。</p> <p>7.4 頭首工周辺の整備及び環境保全 管理者は、頭首工の正常な機能を維持するため、取水口や取水堰に溜まる塵芥の処理、堆砂の排除、施設付近の除草・清掃、管理橋等の補修等、周辺の整備を行うとともに、周辺の環境に配慮して施設の保全に努めるものとする。</p> <p>7.5 人身に対する安全管理 管理者は、頭首工及びその周辺における、管理要員や周辺住民等の安全を図るため、安全設備の設置、保全等を実施し、適正な管理により事故の防止に努めるものとする。</p> <p>7.6 管理記録の整理、活用 観測・計測データ、点検・調査の結果、整備補修の経過その他の頭首工の管理記録を整理・保管し、その活用を図るものとする。</p> <p>[新設]</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 7は、土木構造物の保全管理に関する規定である。</p> <p>運用 7.1は、土木構造物の点検及び機能診断に関する事項である。 頭首工を構成する取入口、取水堰、附帯施設（基礎工、魚道、沈砂池、護岸、高水敷保護工等）及び管理施設の機能と安全を確保するため、利水上はもとより治水上からも点検等を定期的実施する等、適正に管理する。また、河川管理施設等構造令の適用を受ける施設にあっては、河川工作物としての安全性にも留意する。</p> <p>(1) 日常管理における点検 土木構造物の日常管理における点検は目視確認を基本とし、あらかじめ、施設造成者から提供される施工時の状況、立地条件等の情報を基に、施設管理者が点検項目（土木構造物のひび割れ、欠損、変形、沈下等の変状、上流側での吸込み、下流側での湧水・噴砂等のパイピングの予兆、塵芥・流木の漂着の有無等）及び実施周期について設定する。また、頭首工及びその周辺、管理施設等の配置を考慮した点検順路を定め、計画的に実施する。 日常管理における点検において、パイピングの疑いがある湧水・噴砂などの高度な技術的判断、日常管理の範囲を超えた内容の対策が必要と考えられる変状を発見した場合は、随時、施設造成者に連絡するものとする。 なお、間隙水圧計等の計測機器が設置されている場合は、定期的に計測データを取得し、適切に保存するものとする。</p> <p>(2) 機能診断 施設造成者は、施設の機能の状態、変状の把握、最適な対策の検討のために定期的に機能診断を実施し、施設の状態や性能低下の要因を踏まえた施設監視のポイント等を施設監視計画で整理し、施設管理者に分かりやすく引き継ぐことが重要である。このため、施設造成者が機能診断を実施する際には、施設管理者は定期点検等の結果の提供、意見聴取及び協議に対応し、適切な保全対策の検討に協力するものとする。</p> <p>(3) 定期点検等 施設監視計画において経年的な変状の計測が定められた場合、施設管理者は、定期点検及び臨時点検時に必要な計測を行うとともに、これまでの計測結果と対比して状態の変化を確認し、データを適切に保存するものとする。 なお、定期点検において、近接目視ができない場合は、無人航空機（UAV）、水中ドローン等の機器を使用して経年変化や変状の有無を確認することが望ましい。機器を所有していないなど、実施に課題がある場合は、施設造成者と連携して実施することを検討する。</p> <p>(4) 点検、整備における留意事項 点検、整備に際しては、安全带、保安帽等の保護具、照明器具等を使用し、作業時の安全を確保するとともに、構造又は作業内容等によっては、複数人で行うものとする。また、整備等により土木構造物の形状等が変更となる場合は、あらかじめ河川管理者と協議の上、整備するとともに、整備後の最新の図面を電子化により保存しておくことが望ましい。</p> <p>点検の結果、破損、変状が認められた場合、適切な整備等を実施する。操作室の劣化による雨水等の浸入は、設備機器等の故障、事故の原因となりえるため、特に留意が必要である。 点検結果及び整備の記録は、今後の保全管理に役立つ重要な情報となるため、その記録を整理し保存するものとする。</p> <p>運用 7.2は、臨時の点検に関する事項である。 (1) 臨時の点検は次の場合に実施するものとする。 ・地震については、気象庁が発表する頭首工地点の市町村ごとの震度観測結果が一定規模（通常、震度4）以上の場合 ・大雨、洪水については、3年に1回程度発生する日雨量、洪水量以上の場合 ・その他、通常時の保全管理において、必要と認められる場合</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 7は、構造物の保全管理に関する規定である。</p> <p>頭首工を構成する取入口、取水堰、附帯施設（魚道、放流施設、沈砂池、護岸及び高水敷保護工、舟通し等）及び管理施設の機能と安全を確保するため、利水上はもとより治水上からも点検等を定期的実施する等、適正な管理を行う必要がある。河川管理施設等構造令の適用を受ける施設にあっては河川工作物としての安全性にも留意する必要がある。</p> <p>頭首工の地域社会に与える役割は重要である。その管理によっては、堰の上・下流域に及ぼす影響の大きさは計り知れない。取水停止や治水上の事故は避けなければならないため、国又は道府県が策定する施設の長寿命化を図る整備、補修等の機能保全計画等を参考に計画的な整備を実施するものとする。</p> <p>運用 7.1は、構造物の点検及び整備に関する事項である。 構造物の巡視・計測等の日常点検は、あらかじめ、構造物のひび割れ、変位、変形、漏水、沈下等の変状について、立地条件等に応じた点検項目及び周期を設定し、また、頭首工及びその周辺、管理施設等の配置を考慮した点検順路を定め、計画的に実施する。</p> <p>なお、点検及び整備に際しては、安全带、保安帽等の保護具の使用や照明器具を使用する等、作業の安全に努めるものとする。</p> <p>点検の結果、破損や劣化が認められた場合、適切な補修等を実施する。構造物のうち、操作室の劣化による雨水等の浸入は、設備機器等の故障や事故の原因となりうるので、特に留意が必要である。 日常点検において、高度な技術的判断や日常管理を超える規模の対策が必要と思われる変状を発見した場合は、随時、施設造成者に相談等を行うものとする。 また、国又は道府県が機能診断を実施する際には、定期点検等の結果を提供し、適切な保全対策の検討に協力するものとする。また、機能診断の実施及び機能保全計画の策定に当たっては、国又は道府県からの意見聴取や協議に対応するものとする。 保全対策の実施に当たっては、機能保全計画を参考に最適な方策の検討を行うものとする。 点検結果及び整備の記録は、今後の保全管理に役立つ重要な情報となるので、その記録を整理し保管するものとする。</p> <p>運用 7.2は、臨時の点検に関する事項である。 (1) 臨時の点検は次の場合実施するものとする。 ・地震については、周辺で得られる気象台の震度観測結果が一定規模（通常、震度階4）以上の場合 ・大雨、洪水については3年に1回程度発生する日雨量、洪水量以上の場合 ・直撃雷又は誘導雷による被害を受けた場合</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>(2) 臨時の点検に当たっては、施設造成者とあらかじめ点検項目を定め、施設管理者はその項目について点検を行い、施設の安全を確認するものとする。なお、次に示す事項に特に注意して行う。</p> <p>① 大雨又は洪水 ア コンクリート継目（目地）、下流側での湧水・噴砂の有無 イ 護床工、エプロンの摩耗、欠損、流出及び頭首工下流河床の洗掘の有無と発達の状態 ウ 放流及び操作上支障となる堆積土砂、流木、その他の障害物の有無</p> <p>② 地震 ア コンクリート継目（目地）、下流側での湧水・噴砂の有無 イ 土木構造物のひび割れ、変形、沈下及び施設周辺の地盤の状態</p> <p>(3) ひび割れ等の変状は、施設監視計画にて計測が位置付けられている場合は、これに定められた項目を計測し、これまでの計測結果と対比して状態の変化を確認するものとする。また、新たに変状が確認された場合、必要に応じて幅、長さ、深さ等を計測し、これを初期値として以降の定期点検においても計測するとともに、データを整理していくものとする。</p> <p>(4) 臨時点検に当たっては、余震、法面の崩壊などに対して、点検者の安全を十分に確保した上で、近接目視、計測といった点検を行うものとする。</p> <p>(5) 臨時の点検の結果、異常かつ重大な変状が発見された場合には、速やかに施設造成者、河川管理者等に報告するものとする。</p> <p>運用 7.3 は、応急措置に関する事項である。 点検の結果、湧水、コンクリート表面のひび割れ、操作上支障となる障害物の発生等、頭首工に変状が確認された場合には、臨機に応急措置を施さねばならない。 応急措置を行う前には、頭首工、その周辺の被害の程度に応じ、施設造成者、河川管理者等と協議の上、立ち入り禁止の措置を講ずる等、頭首工周辺の住民に危害が及ばないよう対策を行うものとする。 また、応急措置を行った場合には、速やかに施設造成者、河川管理者等に報告するものとする。</p> <p>運用 7.4 は、頭首工周辺の整備及び環境保全に関する事項である。 頭首工周辺環境の整備に当たっては、取水に影響を及ぼす水質変化に留意し、かつ取水機能等に著しい影響を与える塵芥、堆積土砂、河道内樹木等の要因を排除するものとする。なお、土砂堆積等が常態化している場合は、原因を調査して管理方法を工夫するなど、改善に努める。 また、混住化の進行等による変化を踏まえつつ、周辺環境との調和に配慮し、清掃、破損箇所の補修、管理施設の整備等を行う必要がある。 なお、これらによって発生した廃棄物等を処分する際には、関係法令等を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 塵芥の処理 取入口に流入した塵芥がスクリーンに付着すると、取水障害を生じる。また、魚道に流入すると魚類等の移動を阻害する。このため、必要に応じて排除しなければならない。</p> <p>(2) 堆積土砂等の排除 取入口、ゲート設備、魚道及びその周辺に土砂が堆積すると取水障害、開閉障害、魚類等の移動障害の原因となるため、必要に応じて排除しなければならない。</p> <p>(3) 河道内の障害物 占用区域内の堆積土砂、樹木等について点検し、施設機能が損なわれないよう必要に応じ河川管理者と協議して排除するものとする。なお、大雨により多量の土砂が堆積した場合等においては、施設造成者等に相談し、必要に応じ河川管理者とも協議して対応する。</p> <p>(4) 水質検査 水道用水あるいは工業用水との共同施設の場合には、共同事業者と協議の上、検査実施者を定め、定期的に水質検査を行い、水の安全性を確認するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>・その他、通常時の保全管理において、必要と認められる場合</p> <p>(2) 臨時の点検に当たっては、次に示す事項に特に注意して行う。</p> <p>① 大雨又は洪水 定期点検の解説に示す点検事項のうち、次の事象について点検を行うものとする。 ア コンクリート継目、エプロン先端等からの漏水状態 イ 護床工、エプロンの摩耗や損傷及び頭首工下流河床の洗掘の有無と発達の状態 ウ 放流及び操作上支障となる砂礫、流木、その他の障害物の有無</p> <p>② 地震 構造物のクラック、ズレ等の変位、沈下及び地盤の状態について計測を行い、これまでの計測結果と対比して状態の変化を確認し、かつ、定期点検のその他必要事項について点検を行い、施設の安全を確認するものとする。</p> <p>(3) 臨時の点検の結果、異常かつ重大な状態が発見された場合には、速やかに関係機関に報告するものとする。</p> <p>運用 7.3 は、応急措置に関する事項である。 点検の結果、漏水、コンクリート表面のひび割れ、操作上支障となる障害物の発生等、頭首工に異常が確認された場合には、臨機に応急措置を施さねばならない。 応急措置に入る前には、頭首工、その周辺において被害の程度に応じ、立ち入り禁止の措置を講ずる等、頭首工周辺の住民に危害が及ばないよう対策を行うものとする。 なお、被害の程度が重大な場合には、関係機関に対し、その旨報告しなければならない。</p> <p>運用 7.4 は、頭首工周辺の整備及び環境保全に関する事項である。 頭首工周辺の整備に当たっては、その機能に著しい影響を与える要因（塵芥、堆砂）に留意し、これを必要に応じて排除しなければならない。なお、堆砂等が常態化している場合には、原因を調査し管理の方法の工夫や改善のための整備に努める。 また、周辺環境との調和に配慮するとともに宅地化の進行等周辺環境の変化も考慮する必要がある。周辺環境を良好に保全するために清掃、破損箇所の補修、管理施設の整備等を行う必要がある。 なお、これらによって発生した廃棄物等の処分を行う際には、関係法令等を遵守しなければならない。</p> <p>1) 水質検査 水道用水あるいは工業用水との共同施設の場合には、共同事業者と協議の上、検査実施者を定め、定期的に水質検査を行い、水の安全性を確認するものとする。 また、水質汚濁についての情報を受けたり発見した場合には、状況を確認した上で、取水を停止する等の措置を講じ、速やかに関係機関に連絡するものとする。</p> <p>2) 塵芥処理 取入口に流入したごみがスクリーンに付着すると、取水障害を生じる。また、魚道に流入すると魚類の遡上・降下を阻害する。このため、必要に応じて排除しなければならない。</p> <p>3) 堆砂等の排除 取入口、ゲート設備、魚道及びその周辺に堆砂すると取水障害や魚介類等の遡上・降下障害の原因となるため、必要に応じて排除しなければならない。</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>また、水質汚濁について発見又は情報を取得した場合には、状況を確認した上で、取水を停止する等の措置を講じ、速やかに施設造成者、河川管理者、関係機関等に連絡するものとする。</p> <p>(5) 魚道の移動機能への配慮 魚類等の良好な移動条件となるように、魚道内の水深、流速等の流況の適切な管理に努める必要がある。 また、国等が行う魚類等の移動調査や取入口への迷入調査を通じて魚道機能を確認するとともに、調査結果を漁業関係者等に周知することにより、頭首工の魚道機能に関する理解を深めてもらうことも重要である。</p> <p>(6) 騒音・振動対策 騒音・振動については、それらに関する各規制法令、自治体が別途定める条例等に適合していなければならない。適合していない場合には、発生原因を究明し、適切な処置をとらなければならない。</p> <p>(7) 頭首工周辺の良好な環境の維持 保全管理に当たっては、取水機能を確保するだけでなく景観を保持することにも配慮した管理方法を定め、頭首工周辺の清掃、破損箇所の補修、管理施設の整備、樹木のせん定、除草、立札の内容変更等を適宜適切に行うことが必要である。 なお、堤防等の除草を実施する際は、土木構造物の破損、沈下、漏水等の有無を確認し、堤防の安全を確認するものとする。</p> <p>運用 7.5は、人身に対する安全管理に関する事項である。 頭首工及びその周辺における、管理要員、周辺住民、入川者等の安全を確保するために安全施設を設置し、点検整備を行うとともに、これらの施設を定期的に巡視し、危険な箇所があれば必要な措置を講じて、事故発生の未然防止に努めるものとする。 また、個人利用のプレジャーボート、船着場として河川法上の許可を得て利用している官・民間業者に対しては、警報、立札等により注意喚起を行う等、河川利用者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>運用 7.6は、土木構造物の長寿命化を図る保全管理に関する事項である。 頭首工の地域社会に果たす役割は重要であり、取水停止、治水上の事故等が及ぼす上・下流域への影響は計り知れないため、機能保全計画等を参考に計画的な保全管理を実施する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>4) 魚道の遡上・降下機能への配慮 魚介類等の良好な遡上・降下条件となるように、魚道内の水深、流速等の流況の適切な管理に務める必要がある。 また、国等が行う魚介類等の遡上・降下調査や取水口への迷入調査への協力等を通じて、魚道機能の確認と漁業関係者等の理解を深めることも重要である。</p> <p>5) 騒音・振動対策 頭首工からの騒音・振動については、それらに関する各規制法令や自治体が別途定める条例等に適合していなければならない。適合していない場合には、発生原因を究明し、適切な処置をとらなければならない。</p> <p>6) 頭首工周辺の良好な環境の維持 頭首工の保全管理に当たっては、取水機能を確保するだけでなく景観を保持することにも配慮した管理方法を定め、頭首工周辺の清掃、破損箇所の補修、管理施設の整備、樹木のせん定、除草、立て看板の内容変更等を適宜適切に行うことが必要である。 なお、堤防等の除草を実施する際は、構造物の破損、沈下、漏水等の有無を確認し、堤防の安全を確認するものとする。</p> <p>運用 7.5は、人身に対する安全管理に関する事項である。 頭首工及びその周辺における、管理要員や周辺住民並びに入川者等の安全を図るために安全施設を設置し、点検及び整備を行うとともに、これらの施設を定期的に巡視し、危険な箇所があれば必要な措置を講じて、事故発生の未然防止に努めるものとする。 また、個人利用のプレジャーボートや船着き場として河川法上の許可を得て利用している官・民間業者に対しては、警報や看板等により注意喚起を行う等、河川利用者の安全確保に努めるものとする。</p> <p>運用 7.6は、管理記録の整理、活用に関する事項である。 管理の記録については、できるだけ検索が容易で、関連する記録と対比しやすいように整理・保管し、通常管理及び補修・改築並びに災害時の対応に有効活用を図るものとする。 また、施設管理者は、国が運用する農業水利ストック情報データベースのために管理記録情報をできる限り提供し、農業水利施設の適正な機能保全とライフサイクルコストの低減に向けた取組に努めるものとする。</p> <p>[新設] 基準 7は、構造物の保全管理に関する規定である。 ～略～頭首工の地域社会に与える役割は重要である。その管理によっては、堰の上・下流域に及ぼす影響の大きさは計り知れない。取水停止や治水上の事故は避けなければならないため、国又は道府県が策定する施設の長寿命化を図る整備、補修等の機能保全計画等を参考に計画的な整備を実施するものとする。</p>

改 定（案）		現 行	
基準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)	基準(事務次官通知)	基準の運用(農村振興局長通知)
<p>8 設備機器の安全管理 頭首工の正常な機能を維持、保全するため、ゲートその他の設備機器の点検、整備等の安全管理を計画的に実施し、長期にわたり設備機器全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</p>	<p>8.1 設備機器の点検、整備及び機能診断 設備機器の点検整備は、各設備機器の機能と特性を踏まえ、操作時、日常、定期及び臨時に区分して、項目とその実施周期を定めて実施するものとする。 なお、施設造成者が実施する機能診断において、施設監視計画が策定された場合は、その計画に基づき点検を実施するものとする。</p> <p>8.2 完成図書、付属品等の整理、保管 設備機器の完成図書及び取扱説明書を常に整備、保管しておくとともに、付属品及び予備品についてもこれを適切に保管し、補充するものとする。</p> <p>[削除]</p> <p>8.3 観測設備機器の管理 観測設備機器について、観測データが正常に継続して得られるように、計画的に点検整備を行い、適切に管理するものとする。</p> <p>8.4 機械設備機器の管理 機械設備機器の操作時に正常な運転ができるように、計画的に点検整備を行い、適切に管理するものとする。</p> <p>8.5 電気・通信設備機器の管理 電気・通信設備機器が常時正常な作動ができるように、計画的に点検整備を行い、適切に管理するものとする。</p> <p>8.6 設備機器の長寿命化を図る安全管理 頭首工の効率的な運用を図るため、設備機器の点検、整備等の日常管理を通じた保全対策に取り組むものとする。 また、施設造成者が策定する機能保全計画等を参考に定期的又は点検結果に応じて整備を行い、設備機器全体の高い信頼度の保持に努めるものとする。</p>	<p>8 設備の安全管理 管理者は、頭首工の正常な機能を維持保全するため、設備の点検を行うとともに、頭首工の長寿命化のため、国又は道府県が策定する機能保全計画等を参考として計画的な整備を実施し、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</p>	<p>8.1 設備の点検及び整備 管理者は、頭首工の設備の劣化等による機能低下を予防するため又は機能を回復するため、点検項目を定めて操作時毎、休止期間毎等の周期を定めて、又は臨時に点検及び整備を実施するものとする。 また、頭首工の点検及び整備に当たっては、各頭首工の実態に即し、その機能を長期にわたって維持するとともに、設備の長寿命化のため国又は道府県が策定する機能保全計画等を参考に、ライフサイクルコストを低減するよう努めるものとする。</p> <p>8.2 完成図書等の整理、保管 設備の完成図書及び取扱説明書は、整理して保管するものとし、付属品、予備品についてもこれを適正に保管するものとする。</p> <p>8.3 データの整理、保管 管理者は、設備の点検及び整備の結果を記録したデータを保管するものとする。</p> <p>8.4 観測設備 管理者は、観測設備について、観測データが正常に継続して得られるように、計画的に点検及び整備を行い、管理するものとする。</p> <p>8.5 機械設備 管理者は、機械設備の操作時に正常な運転ができるように、計画的に点検及び整備を行い、管理するものとする。</p> <p>8.6 電気・通信設備 管理者は、電気・通信設備の各機器が常時正常な作動ができるように、計画的に点検及び整備を行い、管理するものとする。</p> <p>8.7 設備の保全対策と長寿命化を図る安全管理 管理者は、頭首工の効率的な運用を図るため、設備の点検・整備、補修等の日常管理を通じた保全対策に取り組み、国又は道府県が策定する機能保全計画等を参考に、設備の長寿命化を図る安全管理に努めるものとする。</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 8 は、設備機器の保全管理に関する規定である。</p> <p>運用 8.1 は、設備機器の点検、整備及び機能診断に関する事項である。 設備機器とは、頭首工を構成する施設のうち、観測、機械、電気・通信等の設備機器を指し、それらを適切に保全管理し、正常な機能を維持、保全しなければならない。</p> <p>なお、法令等で点検の実施を規定されている電気・通信等の設備機器については、法令等に基づき点検を実施しなければならない。</p> <p>設備機器は、損傷、摩耗、変形、劣化等により機能の低下を招き、これが故障発生の原因にもなるため、機能保全計画等を参考に、設備機器全体の高い信頼度の保持に努めるものとする。機能の低下を未然に防止又は回復させるためには、各設備機器の機能と特性を踏まえ、適正な周期で計画的に点検整備を実施する。</p> <p>操作点検及び日常点検は、装置の外観、表示灯及び数値表示器の目視、動作音の確認等を行う。異常等を発見した場合には、その原因を把握するとともに、状況に応じて整備しなければならない。 定期点検では、必要に応じて機器の分解を含めた精密な点検を行い、事故を未然に防ぐよう適切に整備しなければならない。 臨時点検は、自然災害（洪水、地震、落雷等）の後に行う。機器の異常等は全設備に及ぶことがあるため、関連設備機器の全体について行う必要がある。</p> <p>運用 8.2 は、完成図書、付属品等の整理、保管に関する事項である。 ゲート設備、操作施設、電源設備等の設備機器の点検整備に当たっては、それらの構造、規格、仕様、取扱いを理解した上で状態を判断する必要がある。そのため、各設備機器の構造、取扱い等を記した完成図書及び取扱説明書を整理、保管し、いつでも利用できるようにしておく必要がある。特に、整備等により設備機器が変更となった場合は、最新の図面を電子化により保存しておくことが重要である。 また、必要な付属品、予備品を適切に保管するとともに、使用した場合は速やかに補充しておく必要がある。</p> <p>[削除]</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 8 は、設備の管理に関する規定である。</p> <p>設備とは、頭首工を構成する施設のうち、観測設備、機械設備、電気・通信設備等の設備を指し、それらを適切に保全管理し、正常な機能を維持保全しなければならない。特に国又は道府県が策定している機能診断に基づく機能保全計画等を参考に、設備の保全管理に努める必要がある。 また、設備は一部の構成部品の故障等が設備全体の性能低下や停止につながることから、点検及び整備を計画的に実施し、設備全体の高い信頼度の保持に努めなければならない。</p> <p>なお、電気設備等設備によっては、法定等で点検の実施を規定されているものがあるので、それらについては法令等に基づき点検を実施する。</p> <p>運用 8.1 は、設備の点検及び整備に関する事項である。 設備の保全管理は、頭首工の正常な機能維持に大きく影響するため、点検・整備を計画的に実施し、常に必要な取水が可能なように設備全体の高い信頼度を確保しておく必要がある。 設備は、損傷・摩耗・変形・劣化等により機能の低下を招き、これが故障発生の原因にもなるので、機能の低下を未然に防止又は回復させるために、操作時、日常、定期、臨時、休止期間ごとに適正な周期で計画的に点検及び整備を実施する必要がある。整備の実施に当たっては、機器の種類、使用状況、重要度、故障頻度等に即して設備の診断を行い、国又は道府県が策定している機能保全計画等を基に、点検整備費用や更新時期、更新費用を構造物の整備も含めて総合的に検討することにより、頭首工の機能を長期にわたり維持するとともに、維持管理費用や将来の更新費用を低減するよう配慮する必要がある。</p> <p>運用 8.2 は、完成図書等の整理と付属品、予備品の保管に関する事項である。 ゲート、操作施設、電源設備等の設備の点検及び整備を行うには、それらの構造、規格、仕様や取扱いを理解して状態を判断する必要がある。そのため、各設備の構造等や取扱いを記した完成図書及び取扱説明書を整理保管して、いつでも利用できるようにしておく必要がある。また、必要な付属品、予備品を保管をするとともに、使用した場合は速やかに補充しておく必要がある。</p> <p>運用 8.3 は、設備の点検及び整備データの整理と保管に関する事項である。 設備の点検及び整備を実施した結果のデータは、次回以降の点検及び整備に役立つばかりでなく、設備の機能・劣化診断や状態の把握に重要なデータとなるので、収集、整理、保管しておく必要がある。 経年的に変化するデータはグラフ化等、計測値のデータ処理により、傾向の把握が容易となり予防保全のデータとしても活用ができる。 また、施設管理者は、国が運用する農業水利ストック情報データベースのために管理記録情報をできる限り提供し、農業水利施設の適正な機能保全とライフサイクルコストの低減に向けた取組に努めるものとする。</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>運用 8.3 は、観測設備機器の管理に関する事項である。 観測設備機器は、施設の運用・管理に必要なデータを得る重要なものであるため、継続して正常なデータが得られるよう、計画的に点検、整備するものとする。 点検は、計器の作動状況、設備機器の破損の有無、記録紙等の備品の確認、配線の損傷の有無等について、目視や計器による測定を行うものとする。 点検の結果、異常が発見された場合には、その原因を把握するとともに、設備機器の取扱説明書等に従い、適切に整備するものとする。</p> <p>運用 8.4 は、機械設備機器の管理に関する事項である。 機械設備機器は、操作時に正常な運転ができるように、計画的に点検、整備するものとする。 点検は、ゲート設備、除塵設備等の塗装の状態、ボルトの緩み、各部材の摩耗、損傷、異常音、異常振動の有無、配線の損傷の有無等について、目視又は計器による測定を行うものとする。 点検の結果、異常が発見された場合には、その原因を把握するとともに、設備機器の取扱説明書等に従い、適切に整備するものとする。</p> <p>運用 8.5 は、電気・通信設備機器の管理に関する事項である。 電気・通信設備機器は、ゲート設備等の機器操作・管理の中核をなす重要な設備機器であるため、操作・管理時において正常に設備が動作するように、計画的に点検、整備するものとする。 点検は、受配電設備、ゲート設備等の塗装の状態、ボルトの緩み、電流・電圧・絶縁抵抗、計器の作動状況等について、目視又は計器による測定を行うものとする。 点検の結果、異常が発見された場合には、その原因を把握するとともに、設備機器の取扱説明書等に従い、適切に整備するものとする。</p> <p>運用 8.6 は、設備機器の長寿命化を図る保安全管理に関する事項である。 保安全管理に当たっては、機器の種類、使用状況、重要度、故障頻度、機能保全計画等が策定されている場合は機能保全計画等を参考に、日常管理、整備等を計画的に実施するものとする。 また、効率的な運用を図るため、点検整備費用、更新時期、更新費用に土木構造物の整備時期も含めて総合的に検討し、設備機器の長寿命化、保全に要するコストの低減を図る保安全管理に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>運用 8.4 は、観測設備の管理と点検、整備に関する事項である。 観測設備は、施設の運用・管理に必要なデータを得る重要なものであるため、継続して正常なデータが得られるよう、計画的に点検、整備を実施しなければならない。点検は、計器の作動状況や設備機器の破損の有無、記録紙等の備品の確認、配線の損傷の有無等について、目視や計器による測定を行うものとする。 点検の結果、異常が発見された場合には、その原因を把握するとともに、設備の取扱い説明書等に従い、適切に整備しなければならない。</p> <p>運用 8.5 は、機械設備の管理と点検、整備に関する事項である。 機械設備は、操作時に正常な運転ができるように、計画的に点検、整備を実施しなければならない。 点検は、ゲートや除塵設備等の塗装の状態やボルトの緩み、各部材の摩耗や損傷、異常音や異常振動の有無、配線の損傷の有無等について、目視や計器による測定を行うものとする。 点検の結果、異常が発見された場合には、その原因を把握するとともに、設備の取扱い説明書等に従い、適切に整備しなければならない。</p> <p>運用 8.6 は、電気・通信設備の管理と点検、整備に関する事項である。 電気・通信設備は、ゲート等の機器操作・管理の中核をなす重要な設備であるため、操作・管理時に正常な機器の運転ができるように、計画的に点検、整備を実施しなければならない。 点検は、受配電設備やゲート等操作設備等の塗装の状態やボルトの緩み、電流・電圧・絶縁抵抗、計器の作動状況等について、目視や計器による測定を行うものとする。 点検の結果、異常が発見された場合には、その原因を把握するとともに、設備の取扱い説明書等に従い、適切に整備しなければならない。</p> <p>運用 8.7 は、設備の保全対策と長寿命化を図る保安全管理に関する事項である。 頭首工の効率的な運用を図るため、設備の長寿命化や保全に要するコストの低減を図る保安全管理に努めなければならない。 保安全管理に当たっては、機能保全計画等が策定されている場合、施設管理者は機能保全計画等を参考に日常管理や整備補修を行う必要がある。</p>

改 定（案）		現 行	
基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）	基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>9 管理の記録 頭首工の管理に当たって実施される観測及び計測の結果並びに点検、整備等の経過及び結果は、これらを記録、整理、保存し、活用するものとする。</p>	<p>9.1 管理記録の整理、共有、活用及び報告 観測及び計測の結果、点検、整備等の経過及び結果、その他の頭首工の管理記録を作成し、適正な管理のため電子化等により活用しやすいように整理、保存しておくとともに、管理規程等に基づき、関係機関に対して適時報告するものとする。 また、整理、保存された情報は、施設管理者と施設造成者で共有し、蓄積された情報を適切に活用することにより、頭首工の安全性及び機能を長期にわたり保持するものとする。</p>	<p>[新設]</p>	<p>[新設] 7.6 管理記録の整理、活用 観測・計測データ、点検・調査の結果、整備補修の経過その他の頭首工の管理記録を整理・保管し、その活用を図るものとする。</p>

改定（案）	現行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準9 は、管理の記録に関する規定である。</p> <p>運用9.1 は、管理記録の整理、共有、活用及び報告に関する事項である。 管理の記録については、電子化等によりできるだけ検索が容易で、関連する記録と対比しやすいように整理・保存し、日常管理、整備・改築、災害時等の対応に有効活用するものとする。</p> <p>また、国が運用する農業水利ストック情報データベースに管理記録情報を入力、又は施設造成者に提供するとともに、経年的に変化するデータはグラフ化等、計測値のデータ処理により傾向を把握し、農業水利施設の適正な機能保全とライフサイクルコストの低減に向けた取組に努めるものとする。</p> <p>このほか、日々の記録として、管理業務日誌、河川・取水状況の記録、ゲートの操作記録を記載した日誌・日報類を備えておく。また、日報類を整理して月報類をまとめ、月報類を取りまとめて年報として保存する。なお、日誌・日報等とは別に業務連絡簿を備え、利水者又は河川管理者等から取水操作に関連する業務連絡があった場合、これに関連して外部への必要な連絡を行った場合には、その旨を記載する。</p> <p>河川・取水状況の記録、ゲートの操作記録は、電子計算機で自動処理している場合でも計測異常等を見落とすことがあるため、実測等によりチェックすることも必要である。なお、渇水時、洪水時等の状況、魚道放流等の管理状況は、通常の管理記録に加え、写真等により記録しておくことが望ましい。</p> <p>日誌・日報類の保存期間の目安は、日報・月報類については10年保存、河川・取水状況の年報及び報告書類については永年保存とする。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>[新設] [新設]</p> <p>運用7.6 は、管理記録の整理、活用に関する事項である。 管理の記録については、できるだけ検索が容易で、関連する記録と対比しやすいように整理・保管し、通常管理及び補修・改築並びに災害時の対応に有効活用を図るものとする。</p> <p>運用7.6 は、設備の点検及び整備データの整理と保管に関する事項である。 ～略～また、施設管理者は、国が運用する農業水利ストック情報データベースのために管理記録情報をできる限り提供し、農業水利施設の適正な機能保全とライフサイクルコストの低減に向けた取組に努めるものとする。</p> <p>運用8.3 は、設備の点検及び整備データの整理と保管に関する事項である。 ～略～経年的に変化するデータはグラフ化等、計測値のデータ処理により、傾向の把握が容易となり予防保全のデータとしても活用ができる。</p> <p>運用5.2 は、取水管理に関する事項である。 ～略～日々の記録として、管理業務日誌、河川・取水状況の記録、ゲートの操作、操作記録を記載した日誌・日報類を備える。なお、日誌・日報等とは別に業務連絡簿を備え、利水者や河川管理者等から取水操作に関連する業務連絡があった場合やこれに関連して外部への必要な連絡を行った場合には、その旨を記載する。</p> <p>河川・取水状況の記録、ゲートの操作記録は、電子計算機で自動処理している場合は電子計算機で記録される。しかし、電子計算機に処理を一切任せているとエラーを見落とすことがあるので、実測等によりチェックすることも必要である。なお、渇水時、洪水時等の状況や魚道放流等の管理状況は、通常の管理記録に加え、写真等により記録しておくことが望ましい。</p> <p>日報類を整理して月報類をまとめ、月報類を取りまとめて年報として保存する。</p> <p>日誌・日報類の保存年限、または期間の目安は、日報・月報類については10年保存、河川・取水状況の年報及び報告書類については永年保存とする。</p>

改 定（案）		現 行	
基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）	基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
<p>10 土地改良財産の管理 土地改良財産（土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 94 条に規定する土地改良財産をいう。）の管理については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び土地改良法並びにこれらの法律に基づく政令、省令、訓令、通知等に定めるところによらなければならない。</p>	<p>10.1 管理受託のための準備 土地改良財産（土地改良法第 94 条に規定する土地改良財産をいう。以下「財産」という。）の予定管理者は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ、法令上必要な手続を進めなければならない。 その際、予定管理者は、受託後の管理が適正かつ円滑に行われるよう、管理要員の確保、操作業務に関する技術の習得に努める等の管理体制の整備を図らなければならない。</p> <p>10.2 管理委託協定の締結 予定管理者は、財産の管理受託に当たり、土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号）第 5 条に基づき、国と管理委託協定を締結し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>10.3 管理費予算の作成 管理受託者は、管理受託した財産の管理費予算の作成に当たっては、当該予算によって基準に適合した管理を行うことを目標としなければならない。 その際、管理受託者が土地改良区の場合は、管理費に充当するための組合員に対する賦課金が年度により著しく変動することのないよう配慮し、中・長期計画の下、管理費予算の作成に努めるものとする。</p> <p>10.4 財産の他目的使用等 管理受託者は、管理受託した財産を他の用途又は目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させようとする場合には、国の承認を受けなければならない。 この承認申請は、当該他目的使用等が当該財産の本来の用途又は目的を妨げないものであり、関係農家の利益に反しない場合に限り行うことができる。 なお、財産の他目的使用等に係る使用料算定及び徴収については、別に定めるところにより適正な処理を行うものとする。</p>	<p>9 土地改良財産の管理 管理者は、土地改良財産（土地改良法第 94 条に規定する土地改良財産をいう。）の管理については、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）及び土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）並びにこれらの法律に基づく政令、省令、訓令、通知等に定めるところにより適切に管理するものとする。</p>	<p>9.1 管理受託のための準備 土地改良財産（土地改良法第 94 条に規定する土地改良財産をいう。以下「財産」という。）の予定管理者は、国営土地改良事業の完了に当たり、あらかじめ、法令上必要な手続きを進めなければならない。 その際、受託後の管理が適正かつ円滑に行われるよう、所要人員の確保と管理技術の習得に努める等、管理体制の整備を図らなければならない。</p> <p>9.2 管理委託協定の締結 予定管理者は、財産の管理を受託するに当たり、土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号）第 5 条に基づき、国と管理委託協定を締結し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>9.3 管理費予算の作成 管理受託者は、管理受託した財産の管理費予算を作成するに当たっては、当該予算によってこの管理基準に適合した管理が行えることを目標としなければならない。 その際、管理受託者は、管理費に充当するための組合員等に対する賦課金が年度により著しく変動することのないよう配慮し、中・長期計画のもとに管理費予算を作成するよう努めるものとする。</p> <p>9.4 財産の他目的使用等 管理受託者は、管理受託した財産を他目的に使用し、若しくは収益し、又は使用させ、若しくは収益させようとする場合には、農林水産大臣の承認を受けなければならない。 この承認申請は、他目的使用等が財産の本来の用途又は目的を妨げないものであり、関係農家の利益に反しない場合に限り行うことができる。 なお、財産の他目的使用等に係る使用料算定及び徴収については、別に定めるところにより適正な処理を行うものとする。</p>

改定（案）		現行	
基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）	基準（事務次官通知）	基準の運用（農村振興局長通知）
	<p>10.5 財産の共有持分付与 管理受託者は、管理受託した財産について、発電事業、水道事業等公共目的の利水に使用するため、国が当該利水者に対して共有持分を付与しようとする場合には、あらかじめ、国、都道府県及び共有持分申請者と共有持分付与に関し意見の調整を行わなければならない。 管理受託者は、管理受託した財産が共有持分付与された場合は、当該施設の維持管理計画及び管理規程（土地改良法第57条の2（同法第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）及び第93条の2の規定により定められた管理規程をいう。以下同じ。）の他、国からの協議を受け、管理委託協定の変更手続きをとるものとする。 管理受託者が共有施設を管理する場合は、国、共有持分者及び管理受託者の関係者間で締結する当該施設の共同管理協定によらなければならない。</p> <p>10.6 財産の改築、追加工事等 管理受託者は、改築、追加工事等を行おうとする者から申出を受けた場合は、あらかじめ、国の承認を受けなければならない。</p> <p>10.7 他の法令による管理との関係 管理受託者は、管理受託した財産が道路法（昭和27年法律第180号）による兼用工作物となった場合並びに河川法による河川の指定及び河川管理施設又は兼用工作物となった場合、国が協議した管理方法、費用負担等に基づき、管理委託協定、維持管理計画及び管理規程の変更手続きをとるものとする。</p> <p>10.8 管理台帳の備付け 管理受託者は、管理受託した財産の内容を記載した管理台帳を備えておかなければならない。</p> <p>10.9 貸借対照表の作成、公表 管理受託者が土地改良区の場合は、将来にわたって頭首工の利用を継続し、その保全管理を計画的に進めていくために、管理受託した財産について貸借対照表を作成し、公表しなければならない。</p>		<p>9.5 財産の共有持分付与 管理受託者が受託管理する財産について発電事業、水道事業等公共目的の利水に使用するため、国が当該利水者に対して共有持分を付与しようとするときは、あらかじめ、管理受託者は、国、都道府県及び共有持分申請者と共有持分付与に関し意見の調整をしなければならない。 管理受託者が受託管理する財産について、共有持分付与が行われるときは、管理受託者は、当該施設の維持管理事業計画及び管理規程の変更手続きをとるものとする。また、管理受託者は、国からの協議を受け、管理委託協定の変更手続きをとるものとする。 管理受託者が共有施設の管理を行うに当たっては、国、共有持分者及び管理受託者の三者間で締結する当該施設の共同管理協定によらなければならない。</p> <p>9.6 財産の改築、追加工事等 管理受託者は、改築、追加工事等について、当該工事を行おうとする者から申出を受けた場合は、あらかじめ、農林水産大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>9.7 他の法令による管理との関係 管理受託者が受託管理する財産について、道路法（昭和27年法律第180号）による兼用工作物、河川法による河川の指定、河川管理施設又は兼用工作物となった場合、国が協議した管理方法、費用負担に基づき、管理委託協定、維持管理計画、管理規程の変更手続きをとるものとする。</p> <p>9.8 管理台帳の備え置き 管理受託者は、受託に係る財産について、その内容を記載した管理台帳を備えておかなければならない。</p> <p>[新設]</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 10 は、土地改良財産（土地改良法第 94 条に規定する土地改良財産をいう。以下「財産」という。）の管理に関する規定である。</p> <p>運用 10.1 は、管理受託のための準備に関する事項である。 予定管理者が施設を管理受託する場合、土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号の事業として、あらかじめ、計画概要の公告、三条資格者の 3 分の 2 以上の同意取得、維持管理計画の決定、都道府県知事に対する事業認可申請等、一連の法手続をとらなければならない。 電気主任技術者等のように法令に基づく必要な各有資格技術者の確保はもとより、適正かつ円滑な管理に必要な管理要員の確保と育成のために、予定管理者は管理受託開始前から計画的に管理体制の整備に取り組むものとする。</p> <p>運用 10.2 は、管理委託協定の締結に関する事項である。 管理委託協定は、土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号。以下「取扱規則」という。）及び土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知について（昭和 60 年 60 構改 B 第 499 号構造改善局長通知。以下「基本通知」という。）に基づき締結するものとし、財産の移管は、土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）第 57 条の規定に基づき、管理委託協定で定める移管の日に国の財産管理部局職員（土地改良財産を管理する国の担当部局の職員をいう。）と管理受託者とが実地で立会いの上、引き継ぐことになる。引継ぎの時点から管理受託者は管理の責に任ずることとなる。 管理受託者は、土地改良法施行令第 58 条の規定に基づき、受託に係る財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理するものとする。</p> <p>運用 10.3 は、管理費予算の作成に関する事項である。 管理委託協定では、管理受託者が管理費を負担すべきことを定めているだけで、その予算をどのように編成するかは管理受託者に委ねている。しかし、適正に管理するためには、基準に適合した管理を行うための予算措置が必要である。 管理受託者が土地改良区の場合は、管理費に充当するための組合員に対する賦課金が年度により著しく変動することのないよう配慮し、中・長期計画の下に管理費予算を作成するよう努める。 なお、予算措置に当たっては、国の助成事業又は地方公共団体の助成を有効に活用し、適正な管理水準を確保するとともに、日頃から維持管理費の節減に対する努力も重要である。</p> <p>運用 10.4 は、財産の他目的使用等に関する事項である。 他目的使用等を行う場合、管理受託者は、土地改良法施行令第 59 条の規定に基づき財産の他目的使用等の承認申請関係書類を地方農政局長等に提出する。承認の基準は基本通知 5-0-1 に定められている。 また、使用料算定の基準は基本通知 5-0-4 に、使用料の徴収は基本通知 5-0-5 から 5-0-7 に定められている。</p> <p>運用 10.5 は、財産の共有持分付与に関する事項である。 国営土地改良事業の完了後、基幹的な土地改良施設を構成する財産について、発電事業、水道事業その他公共の利益となる事業（以下「公益事業」という。）の用に兼ねて供する必要がある場合にあつては、土地改良法第 94 条の 4 の 2 第 2 項に基づき、当該公益事業を行う者に共有持分を与えることができることとしている。その場合には、取扱規則第 22 条の 3 及び基本通知 8-土 22 の 3-1 から8-土 22 の 3-3に定める所要の手続を経るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>基準 9 は、土地改良財産の管理に関する規定である。</p> <p>運用 9.1 は、財産の管理受託のための準備に関する事項である。 予定管理者が施設の受託管理を行う場合、法第 2 条第 2 項第 1 号の事業として、あらかじめ、計画概要の公告、3 条資格者の 3 分の 2 以上の同意取得、維持管理事業計画の決定、都道府県知事に対する事業認可申請等、一連の法手続をとらなければならない。 電気主任技術者等のように法令に基づく必要な管理技術者の確保はもとより、適正かつ円滑な管理に必要な管理要員の確保と養成のために、予定管理者は受託管理開始前から計画的に管理体制の整備に取り組まなければならない。</p> <p>運用 9.2 は、管理委託協定に関する事項である。 管理委託協定は、土地改良財産取扱規則（昭和 34 年農林省訓令第 23 号。以下「取扱規則」という。）及び土地改良財産の管理及び処分に関する基本通知について（昭和 60 年 60 構改 B 第 499 号構造改善局長通知。以下「基本通知」という。）に基づき締結するものとし、財産の移管は、管理委託協定で定める移管の日に国の財産管理部局職員と管理受託者の代表とが実地で立会いの上、引き継ぐことになる。引継ぎの時点から管理受託者は管理の責に任ずることとなる。（土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号。以下「施行令」という。）第 57 条）管理受託者は、受託に係る土地改良財産をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。（施行令第 58 条）</p> <p>運用 9.3 は、管理費予算の作成に関する事項である。 管理委託協定では、管理受託者が管理費を負担すべきことを定めているだけで、その予算をどう編成するかは管理受託者に任せている。しかし、適切な管理を行うためには、管理基準に適合した管理が行えるための予算措置が必要である。 なお、予算措置に当たっては、国の助成事業や地方公共団体の助成を有効に活用し、適正な管理水準を確保するとともに、日頃から維持管理費の節減に対する努力も重要である。</p> <p>運用 9.4 は、財産の他目的使用等に関する事項である。 管理受託者は、施行令第 59 条の規定に基づき財産の他目的使用等の承認申請関係書類を、関係都道府県知事を經由して地方農政局長等に提出する。その際、承認の基準は、基本通知（5-0-1）に定められている。 使用料算定の基準は、基本通知（5-0-4）に定められている。</p> <p>運用 9.5 は、財産の共有持分付与に関する事項である。 国営土地改良事業の完了後において、基幹的な土地改良施設を構成する財産については、発電事業、水道事業その他公共の利益となる事業（以下「公益事業」という。）の用に兼ねて供する必要がある場合にあつては、法第 94 条の 4 の 2 第 2 項に基づき、当該公益事業を行う者に共有持分を与えることができることとしており、その場合には、取扱規則（第 22 条の 3 <共有持分の付与>）及び基本通知（8-土 22 の 3-1～3）に定める所要の手続きを経て行うものとする。</p>

改 定（案）	現 行
<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>運用 10.6 は、財産の改築、追加工事等に関する事項である。 財産について、国営土地改良事業以外の工事により当該財産の原形に変更を及ぼすような工事を改築、追加工事等と定義しており、当該工事を行おうとする者がある場合には、取扱規則第 5 条第 2 項第 1 号、第 14 条及び基本通知 6-土 5-1 に定める所要の手続を経るものとする。</p> <p>運用 10.7 は、他の法令による管理との関係に関する事項である。</p> <p>運用 10.8 は、管理台帳の備付けに関する事項である。 管理受託者は、土地改良法施行令第 62 条の規定に基づき、その管理受託した財産の内容を記載した管理台帳を主たる事務所に備えておかなければならない。管理台帳の記載事項に変更があった場合は、その都度変更内容を記載しなければならない。 また、利害関係者から管理台帳の閲覧を求められたときは、土地改良法施行令第 68 条の規定に基づき、無償で閲覧させなければならない。</p> <p>運用10.9は、貸借対照表の作成、公表に関する事項である。 管理受託者である土地改良区が将来にわたって頭首工の利用を継続していくためには、その保全管理を計画的に進めていくことが必要である。 貸借対照表は、将来の保全管理に必要な費用の額及びそれに備えるための資産の状況を明らかにするものであり、将来の保全管理に向けて計画的な積立てを行い、将来世代との間で費用の分担を図ることが可能となる。</p>	<p style="text-align: center;">基準及び運用の解説（通知外）</p> <p>運用 9.6 は、財産の改築、追加工事等に関する事項である。 財産について、国営土地改良事業の工事以外の工事により当該財産の原形に変更を及ぼすような工事を改築、追加工事等と定義しており、当該工事を行おうとする者がある場合には、取扱規則第 14 条（管理受託者が自ら当該工事をする場合）、第 14 条の 2（局部長が第三者に当該工事をさせる場合）及び基本通知（6-土 5-1、6-土 14 の 2-1）に定める所要の手続きを経て行うものとする。</p> <p>運用 9.7 は、他の法令による管理との関係に関する事項である。</p> <p>運用 9.8 は、管理台帳の備え置きに関する事項である。 管理受託者は、施行令第 62 条の規定に基づき、その受託に係る財産の内容を記載した管理台帳を備えておかなければならない。台帳記載事項に変更があった場合は、その都度変更内容を記載しなければならない。 また、利害関係者から閲覧を求められたときは、施行令第 68 条の規定に基づき、無償で閲覧させなければならない。</p> <p>[新設]</p>